

International Code of Phytosociological Nomenclature. 3rd edition

国際植物社会学命名規約第3版

Weber, H. E., Moravec, J. & Theurillat, J.-P.

目次

はじめに

序文

国際植物社会学命名規約

第I部 定義

定義I 群落分類群

定義II 階級体系

定義III 有効発表

定義IV 正当発表

定義V 名称の合法性

定義VI 正式名

定義VII 命名法上の組み合わせ

定義VIII 命名法上のタイプ

定義IX ホモニム

定義X シノニム

定義XI バシオニム

定義XII 著者名

定義XIII 保存名

第II部 原則

原則I 群落分類群の名称に関する規定

原則II 群落分類群の階級に関する規定

原則III 群落分類群の正式名

原則IV 先取権

原則V 命名法上のタイプの適用

原則VI 基本的階級

原則VII 規約の遡及性

第III部 規則と勧告

第1章 有効発表の条件と日付

第1条 有効発表の条件と日付

第2章 名称の正当発表の条件と日付

第2条 名称の正当発表の条件

第3条 名称の不当発表の原因

第4条 亜群集名の不当発表の原因

第5条 命名法上のタイプの指定

第6条 名称または形容語の日付

第7条 群集または亜群集の原記載

第8条 上位群落分類群の原記載

第9条 上位群落分類群の名称に関する自動的な正当化の禁止

第3章 群落分類群の名称の形式

第10条 群落分類群の名称の形成

第11条 階級語尾

第12条 群落分類群の複合名

第13条 亜群集の名称

第14条 正当に発表された名称の形式の訂正

第4章 群落分類群の名称のタイプ指定

第15条 命名法上のタイプの適用

第16条 群集名および亜群集名のタイプ

第17条 上位群落分類群の名称のタイプ

第18条 ホロタイプ

第19条 レクトタイプの選択

第20条 同一分類群名に基づく上位群落分類群名のレクトタイプ

第21条 群集名または亜群集名のネオタイプ

第5章 先取権

第22条 群落分類群の正式名

第23条 先取権における正当発表の日付

第6章 群落分類学上の変更における名称および形容語の保持と選定

第24条 群落分類群の分割

第25条 群落分類群の統合

第26条 亜群集の位置変更

第27条 階級変更

第28条 主要階級の群落分類群の位置変更

第7章 名称および形容語の棄却

第29条 名称および形容語の棄却に関する一般的制限

第30条 名称および形容語の棄却に関する特別な制限

第31条 ホモニム-群落分類群名の棄却理由

第32条 ホモニムの特別な場合

第33条 同齡のホモニム

第34条 群落分類群名の棄却に関する特別な場合

第35条 群落分類群の重複名の棄却条件

第36条 不明確名の棄却

第37条 疑問名の棄却

第38条 疑問名に基づく上位群落分類群名の棄却

第39条 棄却された名称の代置

第8章 名称の訂正

第40条 群落分類群名の訂正および保持

第41条 群落分類群名の訂正に関する特別な場合

第42条 名称の逆転

第43条 分類学上の誤りによる名称の訂正

第44条 分類群名のホモニムによる名称の訂正

第45条 群落分類群名の分類群命名規約への適合

第9章 著者名

第46条 名称の発表者および名称の正当発表の年

第47条 もとの著者名の保持に関する条件

第48条 著者名に関する特別な追加

第49条 新名に対する著者名

第50条 亜群集の新組み合わせに対する著者名

第51条 階級変更後の著者名

第10章 保存名

第52条 群落分類群名の保存

第IV部 規約の修正に関する規定

附録I 群落分類群名の正しい形成のための手引き

附録II 指示項目

附録III 不明確名

附録IV 逆転名

附録V 変更名

附録VI 保存名

用語一覧

邦訳者あとがき

これは植物社会学命名規約の第3版である。本版は、第2版に基づき、国際植生学会および国際植物社会学連合の命名法委員会によって作成された。本規約は、群落分類群単位の命名の際に、群落分類群名を適切に使用するための一連の定義、原則、規則および勧告からなる。

はじめに

この規約の第3版は、国際植生学会 International Association for Vegetation Science (IAVS) および国際植物社会学連合 Fédération Internationale de Phytosociologie (FIP) の命名法委員会によって、第2版 (Barkman et al. 1986, Vegetatio 67: 145-195) を基に、委員会のメンバーやその他の植物社会学者の意見や提案を加えて立案された。この規約への追加や変更の提案は、命名法委員会の常任委員 (Weber, Moravec, Theurillat) によってまとめられ、通信を通じて、また Rinteln (1991年3月21日から23日) や Průhonice (1992年9月17日から19日) での常任委員会において議論された。これらの議論の結果は、命名法委員会のメンバーに意見を求めるため1994年2月末に、そして1995年2月に再び公表された。全ての意見や提案は、Hannover (1992年2月26日から27日) での命名法委員会総会において議論された。この規約の第3版には、Hannover において受け入れられた追加や変更のみが含まれている。この最終的な英語版は規約の公式版である。

本規約は、第2版と同様に、章 *chapter*、条項 *article* および勧告 *recommendation* に区分されている。主な変更と追加は、定義 *definition* I, II, X, XII, XIII, 原則 *principle* II, IV, 条項 3b, 3i-o, 5, 6, 10b, 16, 18b-c, 21, 24b, 26-29, 34c, 36, 39b, 40b, 42, 43, 45 に関するものである。また次の新しい勧告が追加されている: 1B, 1C, 5A, 36A, 42A, 43A, 45A, 51A. 勧告 10C は第10条 b に変更され、勧告 47A は破棄された。その他、保存名 *nomina conservanda* に関する第52条と勧告 52A を含む新しい章が追加された。多くの条項や勧告を含むいくつかの定義や原則では、より詳しい情報と多くの新しい実例と共に提示されている。本規約の正しい適用のためには、全ての条文に注意が払われなければならない。

群落分類群 *syntaxon* の新しい名称 (新名 *nomina nova* を含む), 新組み合わせ *new combination*, および名称のレクトタイプ指定 *lectotypification* (選定基準植生調査票指定) またはネオタイプ指定 *neotypification* (新基準植生調査票指定) の全体的な認識を確実にするために, 発表者は, その出版物のコピーを, 名称の発表およびタイプ指定 *typification* の登録を取り扱っている J.-P. Theurillat のもとに送ることが要求されている。そのようなデータの目録は, 年次報告に発表されるであろう。

読者は, 規約の中の誤りやその適用の際の困難性については, 変更の提案を添えて, 委員会事務局へ提出して頂きたい。不明確名 *nomina ambigua*, 逆転名 *nomina inversa*, 変更名 *nomina mutata*, 保存名に対する提案は, 保存名, 不明確名, 逆転名および変更名のための委員会 (Committee for Nomina Conservanda, Ambigua, Inversa & Mutata: CNC - 指示については附録 App. II を参照) に提出されるべきである。

1986年の規約第2版の発表以降, 命名法委員会においては次の変化が生じている。1988年に J. J. Barkman 氏が委員会の委員長を退任された。1989年には R. Neuhäusl 氏と V. Westhoff 氏が退任された。Barkman 氏は1990年9月14日に, Neuhäusl 氏は1991年4月25日に逝去された。Frascati (イタリア) における国際植生学会のシンポジウムの際に (1988年4月10日), Barkman 氏の推薦のもとに H. E. Weber が委員会の委員長として選出された。1989年には J.-P. Theurillat と O. Vevle 氏が委員として選出された。J.-P. Theurillat は, 故 S. Rauschert 氏に代わり常任委員に就任した。

規約については, S. Pignatti 氏によって組織された1992年9月13日から14日に Rome において開催された国際植生学会の最初の国際ワークショップにおける国際プロジェクト 'European Vegetation Survey' の開始に伴って, その関心が高まった。1993年3月12日から13日に Rome において開催された第2回目の国際ワークショップの際に, 国際植生学会, 国際植物社会学連合および命名法委員会の間で協定が提案された。この協定によって, 命名法委員会は組成的-社会学的判

断基準に基づいて定義される群落分類群の命名を扱う当局として認められている。また, 国 (地方) の補助委員会の設立が規約の適用の促進と円滑化のために勧められている。その協定は委員会の委員長 H. E. Weber によって署名され, そして1993年4月12日から16日の Tenerife における第36回国際植生学会のシンポジウムの期間中に, 国際植生学会会長 S. Pignatti 氏および国際植物社会学連合会長 S. Rivas-Martínez 氏により署名された。

Hannover (1997年2月26日から27日) における委員会の総会には次の委員が参加した (敬称略): H. Dierschke, K. Fujiwara, J.-M. Géhu, G. Grabherr, J. Izco, A. Miyawaki, J. Moravec, J. Pallas, H. Passarge, S. Rivas-Martínez, A. Schwabe-Kratochwil, J.-P. Theurillat, O. Vevle, H. E. Weber, W. Willner.

命名法委員会の現在の構成員は次の通りである (敬称略): 委員長 H. E. Weber (DE), 副委員長 J.-M. Géhu (FR), 書記 J. Moravec (CZ), 常任委員会の第3委員 J.-P. Theurillat (CH), C. Anseau (CA), O. de Bolòs (ES), E. O. Box (US), G. J. Bredenkamp (ZA), H. Dierschke (DE), K. Dierssen (DE), G. J. Doyle (IR), U. Eskuche (AR), G. Ferro (IT), K. Fujiwara (JP), G. Grabherr (AT), M. M. Grandtner (CA), L. Ilijanić (HR), J. Izco (ES), J. Kielland-Lund (NO), J. Kolbek (CZ), A. Miyawaki (JP), L. Mucina (ZA), E. Oberdorfer (DE), J. Pallas (DE), H. Passarge (DE), F. Pedrotti (IT), S. Pignatti (IT), P. Quézel (FR), S. Rivas-Martínez (EZ), J. S. Rodwell (GB), A. Schwabe-Kratochwil (DE), J. H. J. Schaminée (NL), A. Scoppola (IT), A. I. Solomeshch (RU), M. Valachovič (SK), O. Vevle (NO), M. J. A. Werger (NL), W. Willner (AT).

本規約のこの版の準備のために参加して頂いた全ての委員に厚く感謝する。特に, 本文の言語の修正に携わって頂いた G. J. Doyle 氏には深く感謝する。

序文

植物社会学の文献を学ぶ者は誰でも無数のシノニム (異名) *synonym* やホモニム (同名) *homonym* を含む

かなりの量の群落分類群名に気づき、そして、これらの名称を特定の植物群落に適用する際に、しばしば不一致に直面する。命名法の安定化は、これ以上の混乱を避けて、林学者、農学者、自然保護関係者のような応用植生生態学者達が群落分類群名を容易に正しく利用できるようにするために、緊急に必要とされている。そのような命名法の安定化は、一般に受け入れられた命名法規則の一律的適用によってのみ達成することができる。

同様の問題は植物分類学および動物分類学においても生じたが、それは植物学および動物学上の命名法の国際規約に記された命名規約の確立を通じて合理化された。植物社会学命名法委員会は、その設立当初から先取権の原則(原則IV)に一致して賛成している。それは先取権の原則が植物学上および動物学上の命名法の基礎であるからではなく、唯一の客観的原則であり、それゆえに全ての植物社会学者が受け入れるべきただ一つの原則だからである。

名称はラベルにすぎず、それだけで完全に十分であるということはない。これは群落分類群の名称に対してはより真実である。というのは、群落分類群はしばしば多くの標徴種や識別種をもち、それらの内の数種しか群落分類群名に利用されないからである、あらゆる観点から特徴的な名称を見つけることよりも、その名称の意味することを正確に知ることがはるかにより重要である。

群集 association は、群落分類群の体系における基本的階級として選ばれた(原則VI)けれども、これは群集を基本的単位として認めることを意味するものではない。以前は、群集は多かれ少なかれ忠実な種によって特徴づけられる最小単位として認められていたけれども、その後多くの群集は識別種によって定義づけられるようになり、その結果として、群集と亜群集との基本的な違いはほとんどなくなっている。

この意味で、原則VIは実用的な目的を有している。亜群集は、それらの属する群集の引用なくしてはつくりえない一方で、その逆は十分可能である。群集は、それらの属する群集をつくることあるいは言及なしに定義される。これは個別分類学 idiotaxonomy との顕著な違いである。というのは、二名法により、種は属への帰属なくしては記載できないからである。

群落分類群の名称に関する規約は、それらがあまりに個別分類学の規約に従いすぎているという批判を受けることがある。すなわち、群集は種とは直接的には比較できず、そして植生調査資料 vegetation relevé は植物標本 plant specimen とは直接的に比較できないということである。命名法委員会は、植生分類が種の分類とは直接的に比較できないことをよく知っている。しかしながら、命名法は科学ではなく実用的な道具であり、それは分類群の命名法と大きく共通している。規則の多くは名称の意味に注意を払うことなく、単に名称自身の問題を取扱っている。名称の有効で正当な発表、不要名 superfluous name, ホモニム, 名称の先取権, およびその他の事柄に関する問題は、個別分類学の名称に関わる問題と全く同じである。個別分類学の命名規約は長い歴史を経ており、その経験が群落分類群の命名規約における類似の問題の解決に役立つならば、分類学において得られた経験を生かすことは理にかなっている。

抽象的な植物群落は本質的に統計的な単位である。それらは組成表に基づいており、ただ1つの植生調査資料に基づいていないのではない。しかし、ただ1つの植生調査資料が群集および亜群集の十分な原記載となることは同意されている(第7条)。形式的にも実質的にも他に解決策はない。もし2つ以上の植生調査資料が要求されるならば、その植生調査資料の数は全く任意となる。その上、その要求される植生調査資料の最小数は当該群落分類群の変異性に大きく左右され、異質な群落分類群(Nordhagenの言う意味で)よりも、同質な群落分類群ではより少なくなるであろう。常在度表 synoptic table が用いられる場合、植生調査資料の数は明らかにならないであろう。1つあるいは少数の植生調査資料に基づく群集の記載は当然ながら強く妨げられ、そのような群集は疑わしい単位となる。それらが適切な群集であるかどうかは、さらなる研究調査によって決定されなければならない課題となる。命名規約は、科学的な研究の標準化のための規則を提供することはできない。

現代の分類学においては、種は個体ではなく、個体群に基づいている。しかし、ただ1個体の植物または動物は、新種または新種内分類群の正当な記載に対して十分となる。命名法上のタイプ標本を用いる方法は、植物分

類群および動物分類群の命名法において共通した基準となっている。命名法上のタイプ *nomenclatural type* (名称を生むタイプ) は、通常ただ1個体の植物または動物の永久的に保存された標本 (あるいはその代表的な部分、例えば、葉および/または花をつけた枝) からなる。もし多くの標本が存在すれば、標本の提供するもの、つまり厳密には、名称の適用を永久的に定める客観的基準が任意的なものとなる。

命名法上のタイプを用いる方法は、群落分類群名に関しても採用された (原則 V および第 15 条)。しかし、植物群落の個々のサンプルは恒久的には保存できないので、植生調査資料が名称を生むタイプとして役立つなければならない。植生調査資料は、ただ1つの分類群または雑種に属する植物個体とは直接的には比較できない。植生調査資料には異なる群集が混在しているかもしれないが、その場合、そのような植生調査資料に基づく群落分類群名の棄却が規則によって認められている (第 37 条)。他方、植生調査資料が多少なりとも同質的であるが、組成表がそうではないという事例が多数存在する。このような場合、タイプ法 *type method* によって客観的決定が可能となる。そこでは、群集のある部分はその原名称 *original name* を保持しなければならず、植生調査資料の一部は分割 *division* によって別の群落分類群に帰属させられる。それゆえ、名称を生むタイプとなる植生調査資料は有用な道具にすぎず、必ずしも典型的な植生調査資料となるわけではない。しかし、将来的には、タイプ法は群落分類群のよりの確な定義のために寄与するであろう。

発表者は、タイプとなる植生調査資料を選択する場合、その原記載において示されている最も典型的で完全な植生調査資料を選ぶ傾向がある。新しい第 16 条はその方向性に関するものであり、そこでは (a) 群集のタイプとなる植生調査資料はその名称の語根となる分類群を含まなければならない、(b) 亜群集のタイプとなる植生調査資料はその亜群集の名称の語根となる分類群を含まなければならない、と要求されている。1979年1月1日以前に発表された群集および亜群集に対しては常在度も十分な原記載として許されているが、そのような群落分類群の同質性は実質的に評価できない。この活動方針は、

あまりにも多くの古い名称が無効になるという状況を避けるために採択された一命名法委員会は、名称の広範にわたる変更に対して反対された。

命名法上の理由から群落分類群名が変更される場合、他人によって記載された群落にある人の名を加えることは正当化されない。というのは、これによって不必要な変更の洪水がおこるかもしれないからである。この理由およびその他の理由から、特別な場合にのみ第 2 の発表者名が挿入されることが第 48 条に示されている。

群落分類群名に対する地理的形容語の使用は (それらが名称の語根となる分類群に属していない場合)、それらが種組成に関する情報を含まないで明らかに禁止されている。そのような名称は、誰かその概念を利用したい人があるならば、地理的変異 *race/vicariant* としてよりよく留保される。地理的変異、変群集 *variant* および亜変群集 *subvariant* に対する名称、および高次単位 (*division* および *class group*) に対する名称の構成は、規約がこれらの階級の群落分類群を取扱っていないので全く自由である。この規則についての経験から、いつの日か、そのような単位が規約に含まれるべきかどうか決定される可能性はある。

規約のこの版には、その命名法規則にいくつかの大きな変更や追加が含まれている。おそらくその中で最も重要なものは、保存名として一般的に利用されている名を保持する可能性に関するものである。この規則、特に先取権の原則の厳格な適用は、これまで利用されていない名称がより古いシノニムとして受け入れられて、よく知られ、長期間受け入れられてきた名称を廃棄へと導くかもしれない。そのような場合、本来安定性を高めるための先取権の原則は、文献の持続的な探索を通じて産み出される知られざる名称を命名法に積み込むことに役立つことであろう。類似の問題は、同様の過程を経て生じる分類群名の不運な不安定性においてもみられる。結果として、保存名は (上位階級の分類群だけでなく種に対しても)、動物命名法においては一般的に相当期間受け入れられており、国際植物命名規約においてもより多く受け入れられつつある。1993年に横浜において開催された日本における国際植物学会議では、その最後の総会で命名法に関する次の決議がなされた: 第 15 回国際植物

学会議は、植物分類学者に対して、純粋に命名法上の理由からよく定着した名称を置き換えること、つまりその適用による変更または長期間忘れ去られていた名称の復活によって定着した名称を置き換えることを、そのような仕事が続く一方で、避けるように強く要請する。植物社会学者の大多数は、保存名が群落分類学において採用されることを会議やその他の会合において繰り返し強く要請してきた。今後の群落分類学者は、保存名の使用を通じて命名法の安定性を保持することの重要性を真剣に考慮すべきである。

もう1つの変更は、植物群落 *phytocoenose* のみが群落分類群として認められるとした定義 I に関するものである。植物群落分類単位 *symphytocoenological unit* や‘総和群集 *sigma-association*’, 全てのシヌジエ単位 *synusial unit* は、群落分類群として指定することができない。

それゆえ、1936年1月1日以前に発表されたウプサラ学派の‘*association name*’は、蘚苔類および地衣類による群落の名称を除いてもはや本規約の対象とはならない。それらは実際にはその学派の基群集 *sociation* に相当するので、本規約によって規定される群落分類群の階級体系に組み込まれる群集 *association* とは一致しない(原則 II)。しかし、命名法上のタイプと一致して長期間適用されてきたこれらの‘*association name*’のいくつかは、保存名として提案される可能性もあり、肯定的決定の後には有効なものとなる(原則 II, 第52条)。

本規約は名称の登録を要求しているので、新しい群落分類群名は一般に広く知られることになるであろう。正当発表の一部分として名称の登録を要求する条項は命名法委員会によって支持されていたが、実用的理由のために取り下げられた。そしてしばらくは勸告(勸告 1C)によって置き換えられる。

国際植物社会学命名規約 *International Code of Phytosociological Nomenclature (ICPN)* は、生物学において使用される名称に対する規約を扱った規約の中の1つである。その他の規約には、国際植物命名規約 *International Code of Botanical Nomenclature (ICBN)*, 国際栽培植物命名規約 *International Code of Nomenclature for Cultivated*

Plants (ICNCP), 国際動物命名規約 *International Code of Zoological Nomenclature (ICZN)*, 国際細菌命名規約 *International Code of the Nomenclature of Bacteria (IBC)*, そして *International Code of Virus Classification and Nomenclature (ICV)* がある。ICBN, ICZN および IBC は、おそらく将来は国際生物科学連合 *International Union of Biological Sciences (IUBS)* によって定められる一般的な‘*BioCode*’によって規定される。IUBS は、世界中の多くの国からの科学アカデミーを代表している生物科学における最高機関である。

このような未解決の問題に直面した場合、命名法委員会は前版の用語を本版でも維持することを決定している。本規約の次の版は2010年より早く現れることはなさそうなので、現在の規約(ICPN)の用語とどうか利用されるであろう‘*BioCode*’の用語を簡単に概観しておくことは有益であろう。

ICPN における用語	‘BioCode’ における用語
Effectively published name	Published name
Validly published name	Established name
Validating	Establishing
Legitimate name	Acceptable name
Correct name	Accepted name
Nomenclatural type	Name-bearing type
Nomenclatural synonym	Homotypic synonym
Syntaxonomic synonym	Heterotypic synonym
Rejected name	Suppressed name
Rejection	Suppression
Priority	Precedence, 特別の場合につき priority
Original diagnosis	Protologue

本規約は、定義、原則、条項、勸告、および植物種名による群落分類群名の正しい作成のための手引きからなっている。原則と条項は拘束力を有する(1987年1月1日、1980年11月1日または2002年1月1日から、1910年1月1日または1979年1月1日まで遡って働くことが具体的に示されている)。

規約の修正は、植物社会学に携わる研究者からの意見や提案に基づき、命名法委員会の今後の会合において決

定されるであろう。

定義は、この規約が利用される際の、命名法およびそれに関連した研究における用語の意味を示す。

原則は、植物社会学命名規約の体系の基礎をつくる。

条項および勧告は、命名法の詳細な規定および規則を含む。規則と勧告の両方を説明する実例が規約の条文中に提供されている。

規則は、古い命名法を秩序づけ、将来歩むべき道を示すべきである。規約に反してつくられる名称は、保存名として受け入れられなければ保持されない。

勧告は、未来の規約が統一され、明白なものになることを保証すべきである。しかし勧告に矛盾する名称は、その理由だけでは廃棄することはできない。

名称変更に対する唯一の正当化は、保存名として名称を保存するという可能性を考慮した後に、規約に反する名称を廃棄する必要性、または科学研究の結果として導きだされた群落分類学上の事実の新理解に基づく名称変更の要求である。

広く行き渡っている通用名の利用は、それに関連した規則がない場合、または規則の導く結果が疑わしい場合には、維持されなければならない。

規約の本版は、前版(第1版 *Vegetatio* 32: 131-185, 1976, 第2版 *Vegetatio* 67: 145-195, 1986)に取って代わるものである。

国際植物社会学命名規約

第I部 定義

定義I

本規約における群落分類群 *syntaxon* (複数形: *syntaxa*) という用語は、組成的—社会的判断基準によって定義された任意の階級における植物群落 *phytocoenose* の抽象的な単位を示している。それは、(原則的に) 階層体系の中に位置づけられる。

蘚苔類、地衣類またはその他の隠花植物による群落の抽象的な単位は、それらが必ずしも植物群落に相当するものではないという事実にかかわらず、それらが組成的—社会的判断基準によって定義された特定の群落として取扱われる場合には群落分類群として認められる。

注 Note: 群落分類群に含まれるのは、チューリッヒ—モンペリエ学派 *Zürich-Montpellier School* の植生単位 *vegetation unit* (植物社会界 *circle of vegetation* を除く) であり、ウプサラ学派 *Uppsala School* の植生単位 (総群系 *panformation* を除く) や、'群落 *community*', '群落タイプ *community type*', '植生タイプ *vegetation type*', '植生グループ *vegetation group*', '群落 *Gesellschaft* (ドイツ語)', 'peuplement (フランス語: *population*)', 'グループ *groupement* (フランス語)', '群落 *nodum*', '群落 *coenon* (ギリシャ語)' などのような階級をもたない抽象的な単位では、それらが植物群落に相当する場合で、組成的—社会的判断基準に基づいている場合に群落分類群に含まれる。

植物群落分類単位 *symphytocoenological unit* ('植生複合 *vegetation complex*', '総和群集 *sigma-association*', '地球総和群集 *geosigmassociation*' など) は群落分類群として認められず、シヌジエ単位 *synusial unit* の統合によってつくられる植物群落単位 *phytocoenotic unit* も群落分類群として認められない。

定義II

本規約によって規定される群落分類群の階級体系は、4つの主要階級 *principal rank*, すなわち、群集 *association*, 群団 *alliance*, オーダー *order* およびクラス *class* に基づいている。副次階級 *supplementary rank* は、発表者の見解により、多くの階級が必要とされる場合に、追加的に導入される。

群集は、1910年に *Brussels* において開かれた植物学会議における提案 (*Flahault, C. & Schroeter, C. Nomenclature phytogéographique. Rapports et propositions. IIIe Congrès international de Botanique, Bruxelles 1910*) によって次のように定義されている: 群集 (スタンドのタイプ *type of stands*) とは、均一の相観を示し、均一の立地条件の下で成立する、具体的な種組成をもった植物群落である。

定義III

有効発表 *effective publication* は、第1条の条件に適

合する発表である。有効に発表されていない名称は、本規約に従って‘未発表名 not published name’として扱われる。

定義 IV

名称の正当発表 valid publication は、第2条から第9条の条件に適合する発表である。正当に発表されていない名称は、本規約に従って‘未発表名’として扱われる。

注：用語‘原名称 original name’または‘名称の原形 original form of name’は、最初の正当発表において使用された名称の形式を示す。

定義 V

合法名 legitimate name または合法的な形容語 epithet は、正当に発表され、その形式が第10条 a 文1、第12条、第13条文1、第13条文2、および第31条から第34条の指示に適合しているものである。合法名の原形は、それらが第41条から第45条により認められない場合、適合するように訂正されなければならない。

非合法名 illegitimate name または非合法的な形容語とは、正当に発表されているが、その形式が第10条 a 文1、第12条、第13条文1、第13条文2、第29条 b、第29条 c、あるいは第31条から第34条の指示に従っていないもの、または第36条によって命名法委員会から非合法的であると宣告されたものである。

定義 VI

群落分類群の正式名 correct name とは、本規約の下で特定の範囲 circumscription、位置 position および階級 rank をもつその群落分類群に対して採用されなければならない(必要ならば第41条から第45条に従って訂正された)合法名である。

定義 VII

亜群集 subassociation の名称は組み合わせ combination であり、亜群集形容語 subassociation epithet によって続けられた群集名からなる(第13条参

照)。

定義 VIII

命名法上のタイプ nomenclatural type (群落分類群名のタイプ)とは、その群落分類群名に永久的に付随する群落分類群の要素 element である。命名法上のタイプは、最も典型的(特徴的)であること、あるいは特定の頻度が顕著であることを必要としない(第15条参照)。

本規約における要素とは、群集および亜群集の場合においては植生調査資料 vegetation relevé であり、上位階級の群落分類群の場合においてはその次位主要階級 next subordinate principal rank の群落分類群である。

ホロタイプ holotype とは、発表者によって原記載 original diagnosis に命名法上のタイプとして指定された要素、または原記載に唯一発表された、あるいは引用された要素である。

レクトタイプ(選定基準植生調査票) lectotype とは、どの要素もホロタイプとして示されなかった場合に、その原記載において発表および/または引用されたいくつかの要素から選択された命名法上のタイプである。

ネオタイプ(新基準植生調査票) neotype とは、ホロタイプが存在せず、レクトタイプとして選択されるのに適当な要素も存在しない場合に、命名法上のタイプとして選択された要素である。

注：用語‘typus’は、最近の文献において‘syntypus’(‘holosyntypus’, ‘lectosyntypus’, ‘neosyntypus’)に時折誤って置き換えられている。用語‘syntypus’は本規約では使用されない。それゆえ、用語‘syntypus’は‘typus’(それぞれ‘holotypus’, ‘lectotypus’, ‘neotypus’)に置き換えられなければならない。

定義 IX

ホモニム(同名) homonym とは、異なった命名法上のタイプに基づいて正当に発表された名称であり、全く同じに綴られている。

特定の場につき、異なった名称がホモニムとして扱われる(第32条)。

定義 X

シノニム (異名) *synonym* とは, その位置に関係なく, 同じ群落分類群としてみなされる群落分類群に与えられた同一階級における名称である.

命名法上のシノニム *nomenclatural synonym* (同一のタイプに基づくシノニム *homotypical synonym*) とは, 同じ命名法上のタイプに基づいている場合であり, 常にシノニムとなる.

群落分類学上のシノニム *syntaxonomic synonym* (異なるタイプに基づくシノニム *heterotypical synonym*) とは, 異なる命名法上のタイプに基づいているけれども, 同じ群落分類群に属するとみなされる群落分類群である. その群落分類群の範囲が変更される場合には, それらはシノニムでなくなりうる.

偽名 *pseudonym* とは, もとの著者名 *original author citation* を伴って使用されるが, 後の発表者によって誤解釈された名称である (勸告 46J 参照).

注: 群落分類学的に同じ内容をもった異なる階級の群落分類群名はシノニムではなく, それゆえシノニムに含まれるべきではない. これらの名称は, 偽名と同様に, (そのような扱いにある名称として) シノニムの後に別々に引用されるべきである.

定義 XI

バシオニム (基礎異名) *basionym* とは, 亜群集形容語が別の群集名との新組み合わせにおいて保持される場合, その形容語の語根となるシノニムのことを示している.

定義 XII

本規約における用語 ‘著者名 *author citation*’ は, 群落分類群名を正当に発表した発表者の名前, または群落分類群名を正当化した発表者の名前の明示を意味し, その発表者の名前には, その正当発表, または正当化の年が続けられる.

定義 XIII

保存名 *nomina conservanda* とは, 特別の判断基準

によって確立された名称であり, 先取権とは無関係に保護され, 保持されなければならない.

第 II 部 原則

原則 I

本規約の規定は, 群落分類群の名称に適用される. その他の植生単位または体系は, 本規約の規定に従属しない. つまりそれらの名称は, 群落分類群の名称の適用に影響を及ぼさない.

原則 II

本規約の規定は, 群落分類群の主要階級 (定義 II 参照), すなわち群集 *association (associatio)*, 群団 *alliance (alliancia*)*, オーダー *order (ordo)* およびクラス *class (classis)* の命名を規定する. そしてまた, 群落分類群の副次階級, すなわち亜群集 *subassociation (subassociatio)*, 亜群団 *suballiance (suballiancia**)*, 亜オーダー *suborder (subordo)* および亜クラス *subclass (subclassis)* の命名も規定する.

ウブサラ学派の ‘基群集 *sociation*’ および ‘優占種基群集 *consociation*’ のような別階級に属する植生単位の命名, ‘群落 *community*’, ‘植生タイプ *vegetation type*’, ‘群落 *Gesellschaft* (ドイツ語)’, ‘*peuplement* (フランス語: *population*)’, ‘グループ *groupement* (フランス語)’ などのような階級をもたない抽象的な植生単位の命名は本規約の規定に従わない. 同様のことが, 1936年1月1日以前に発表されたウブサラ学派の ‘*association name*’ にも適用される. なぜなら, それらの ‘*association name*’ は実質的には ‘基群集’ (1935年の Amsterdam での植物学会議以前に確立された用語) に一致するからである. 命名法の安定性を達成するための努力により, 命名法上のタイプに基づいて長期間適用されてきたこれら ‘*association name*’ のいくつかは, 保存名として提案されることができる (定義 XIII および第 52 条参照). この場合, そのような名称は, それらが他の全ての要求を満たす場合に限り正当に発表されたものとみなされる. しかしながら, 蘚類および地衣類群落に関するウブサラ学派の ‘*association*

name' は、正当に発表されたものとみなされる。

本規約において、階級の変更は、原則 II に示されている主要階級および副次階級の範囲内で規定される。例えば、亜群集から変群集 *variant* への降格は、本規約においては規定されない。これに対して、'グループ *groupement* (フランス語)', '群落 *Gesellschaft* (ドイツ語)', '群落 *community*', '基群集 *sociation*' などの群集への編入は、本規約によって規定される。副次階級から主要階級への変更、あるいは主要階級から副次階級への変更は、新群落分類群をつくるのではなく、その群落分類群に対して新しい階級を与える。

* 以前は 'foederatio' とも呼ばれていた。

** 以前は 'subfoederatio' とも呼ばれていた。

原則 III

特定の範囲、位置および階級をもつ群落分類群は、唯一の正式名をもつ。

原則 IV

群落分類群の正式名は、規則に従って最も古く正当に発表された名称である (先取権の原則 *principle of priority*)。先取権の原則は、安定性を高めるために利用されるべきである。先取権の原則は、慣例として長期間認められていた名称を、その古いシノニムである通常用いられていない名称を導入することによって廃棄するために利用されるべきではない。発表者が、先取権の原則の適用によって安定性または一般性が侵害される、あるいは混乱が生じると判断する場合には、現行の用法が維持されるべきであり、その事例は、その裁定に関して命名法委員会に問い合わせられるべきである (定義 XIII 参照)。

原則 V

群落分類群の名称の適用は、その命名法上のタイプ (名称のタイプ) によって決定される。

原則 VI

群集は、群落分類群の階級体系における基本的階級で

ある。

原則 VII

命名法の規則は、明確に限定されない限り適用的である。

第 III 部 規則と勧告

第 1 章 有効発表の条件と日付

第 1 条

発表は、公共機関あるいは少なくとも植物学者が一般に利用できる図書館への印刷物 (オフセット印刷および写真オフセット印刷を含む) の配布 (販売, 交換, 寄贈) によってのみ有効となる。

有効発表の日付は、段落 1 において定義されているように、その印刷物が利用できるようになった日付である。それが疑わしい場合、正確な日付が他の資料から証明されない限り、印刷物に示された日付が正しいものとして受け入れられなければならない。

定期刊行物または他の研究からのリプリントが先立って発行されている場合、有効発表の日付は、段落 1 において定義されているように、そのリプリントが利用できるようになった日付である。

例 Example: 1. 名称 *Festucetea ovinae* Knapp 1942 は、それがゼラチン版によって複製された論文において発表されているだけなので有効に発表されていない - Knapp, R. (1942) *Zur Systematik der Wälder, Zwergstrauchheiden und Trockenrasen des eurosibirischen Vegetationskreises*. Arb. Zentralstelle Vegetationskartierung des Reiches, Beil. 12. Rundbr. an die Kameraden im Felde.

2. 名称 *Puccinellio maritimae-Salicornietum emerici* Géhu et Géhu-Franck 1979 は、その論文がタイプ打ちの原版から直接写真オフセット印刷によって複製されているけれども、有効に発表されている - Géhu, J.-M. & Géhu-Franck, J. (1979) *Les Salicornietum emerici et ramosissimae du littoral atlantique français*. Doc.

Phytosociol. N.S. 4: 349-358.

3. 名称 *Chenopodietea* Br.-Bl. は、その本の最終頁 (Braun-Blanquet, J., Roussine, N. & Nègre, R. (1952) *Les groupements végétaux de la France Méditerranéenne*, p. 298) に示されているように 1952 年に有効に発表されたのであって、しばしば (おそらく序文の日付に従って) 引用されるように 1951 年に有効に発表されたのではない。

4. 名称 *Festucion versicoloris* Krajina 1934 (*Beih. Bot. Centralbl.* 51/II: 53) は、1933 年の日付で抜き刷りが有効に発表されており、1933 年以前に配布された。

5. 名称 *Phragmition* および *Phragmitetalia* は、1926 年に Koch によって有効に発表されたのであって (*Jahrb. St.-Gall. Naturwiss. Ges.* 61 (2): 1-146), その雑誌 61 号 (2) の表紙に印刷されているように、1925 年に有効に発表されたのではない。この事例は疑わしい事例ではない。なぜなら、その雑誌 61 号 (1) の 62 頁上に '1925 年' という日付が付けられており、そのことが Koch の論文の出版が公表された 1926 年 2 月 24 日の総会において確認されているからである。1926 年という日付は Koch による発表のリプリントにおいて確認されており、そのリプリントには 1926 年 3 月の日付が付けられている。

勧告 1A

発表者は、新しい名称の発表を科学雑誌に限定し、単行本、評論誌的な雑誌、脚注、索引、序文あるいは摘要における発表は避けるように要請されている。単行本において発表される場合には、その新名称は、名称のタイプ指定 *typification* と共に索引で確認されるべきである。

勧告 1B

印刷物上の日付が誤りであることが明らかになった場合、適切な日付が、どうしてその正確な日付が確認されたのかの説明と共に発表されるべきである。

勧告 1C

群落分類群の新名称 (新名 *nomina nova* を含む)、新組み合わせ、および名称のレクトタイプ指定 (選定基準

植生調査票指定) *lectotypification* あるいはネオタイプ指定 (新基準植生調査票指定) *neotypification* の一般的認識を確実にするために、発表者は、その出版物のコピーを、発表および名称のタイプ指定の登録に従事する命名法委員会 (附録 II 参照) の担当委員に送付することを要請されている。そのような資料の目録は、基本的に毎年発表される予定である。

第2章 名称の正当発表の条件と日付

第2条

群落分類群の名称は、下記の条件を満たす場合に限り正当に発表されている。

a. その名称が、1910 年以降に有効に発表されている場合。

例: 名称 '*Curvuletum*' Brockmann-Jerosch 1907 は、それが 1910 年より前に発表されているので正当に発表されていない— Brockmann-Jerosch, H. (1907) *Die Flora des Puschlav (Bezirk Bernina, Kanton Graubünden) und ihre Gesellschaften*, p. 300).

b. その名称が、十分な原記載、またはより以前に有効に発表された原記載に関する明確な (直接的または間接的) 引用を伴っている場合 (第 7 条および第 8 条参照)。

注 1: 間接的引用は、最初の有効発表の代わりに、その最初の有効発表に関する直接的な引用を含んでいることが同じ名称の後年の発表に示される場合に生じる。

注 2: 引用する際の引用文献についての誤り (例えば、号数または頁数の誤り) は、その発表を不当なものとしてしない。次の引用文献上の誤りは検討されるべきである。

例: Westhoff, Dijk および Passchier (1946, *Overzicht der Plantengemeenschappen Nederland*, Amsterdam, p. 59) による 群団 *Cardamino-Montion* において、'*associatie van Philonotis fontana en Montia rivularis* Bükler et Tüxen 1941' が与えられている。引用文献では Bükler (1941, *Beih. Bot. Centralbl.* 51, Abt. b) のみ

が引用されているが、そこでは470頁に‘*Philonotis fontana-Montia rivularis*-Ass. Büker et Tx. 1941’が記載されている。

注3: 明確な出典引用は、その発表の場(例えば、雑誌名、単行本の表題など、号および頁)が著者名に従って、または引用文献に正確に示されている場合にのみ適切である。2002年1月1日以降は、頁も含まれるべきである。著者名は、それ自体だけでは十分ではない。

例: 1. 名称 *Triseteto-Polygonion* Br.-Bl. et Tüxen 1943 (*Comm. Stat. Int. Géobot. Médit. Alp.* 84: 8 ‘*Triseteto-Polygonion*’) は、十分な原記載も、原記載に関する引用も含まれていないので、正当に発表されていない。

2. 名称 *Dentario glandulosae-Fagetum* は、その著者名に‘Klika 1927’が示されているけれども、Matuszkiewicz 1964 (*Mater. Zak. Fitosocjol. Stos. U.W.*, Nr. 4) によって正当に発表されていない。それは、Klika のどの論文も引用されておらず、どのような原記載も与えられていないからである。

3. 名称 *Campanulo barbatae-Potentillion aureae* de Foucauld 1994 (*Coll. Phytosociol.* 22: 438) は正当に発表されている。というのは、その記載文は、名称 *Aveno versicoloris-Nardetum strictae* Oberdorfer (1950) 1957 を含んでおり、それは Oberdorfer の研究 (1950, 1957) の引用を含み、Oberdorfer によって 1978 年に発表された研究 (*Süddeutsche Pflanzengesellschaften*, 2. Aufl., Teil II, Jena) の引用により、この名称の原記載の間接的な引用を伴うことになるからである。名称 ‘*Aveno-Nardetum*’ が、正当に発表された名称 *Aveno versicoloris-Hypochoeridetum uniflorae* Oberdorfer 1950 に対して不要名 *nomen superfluum* であるという事実は、その新群団の名称の正当性に干渉しない(第17条参照)。

4. 名称 *Potentillion calabrae* (Bonin 1978) de Foucauld 1994 (*Coll. Phytosociol.* 22: 441) は正当に発表されていない。というのは、間接的引用として引用されている 1978 年に Bonin によって発表された研究 (*Contribution à la connaissance des montagnes de l'Apennin austro-*

méridional, Thèse, Marseille) には、その新群団名に対して与えられているタイプ (*Luzulo multiflorae-Nardetum strictae* Giacomini et Gentile 1966) の原記載に関する引用がないからである。

c. その名称が、植物の学名からつくられている場合(第10条から第14条、第31条参照)。

d. その名称が、第3条から第5条および第9条によって不当に発表されていない場合。

第3条

群落分類群の名称は、その発表が第2条に適合していない場合、および次の各項に該当している場合には正当に発表されていない。

a. その名称が、単にシノニムとして引用されている場合。

例: 名称 *Dentario enneaphylli-Fagetum* は、Oberdorfer (1957, *Süddeutsche Pflanzengesellschaften*, Jena, p. 475, ‘*Dentarieto enneaphyllidis-Fagetum*’) によって、名称 *Abieti-Fagetum sudeticum* Preis 1938 (‘*Abieti Fagetum sudeticum*’) に対するシノニムとして引用されているので、正当に発表されていない。

b. その名称が、発表者によって仮の名称 (*nom. prov.*) として、あるいは仮の群落分類群名(例えば *ass. prov.*) として発表されている場合。その名称が、発表者によって明確に採用されていない場合。あるいは同一発表内において、ある場所では仮称として与えられ、別の場所においては決定的な名称として与えられている場合。

例: 1. 名称 *Festuco-Veronicetum vernaе ass. nov. prov.* Oberdorfer 1957 (*Süddeutsche Pflanzengesellschaften*, Jena, p. 249) は正当に発表されていない。

2. Rivas Goday と Borja Carbonell (1961, *Anal. Inst. Bot. Cavanilles* 9: 67) は、クラス *Querco-Fagetea* におけるオーダー *Prunetalia* を整理した。その本文において、次の記述“我々は新クラス (*Rhamno-Prunetea*) が

つくられると考える”(スペイン語からの翻訳)がなされたが、この名称は明確には採用されていない。

c. 植生単位の階級が示されていない場合(定義Iおよび定義II参照)。これは、‘群落 community’, ‘群落タイプ community type’, ‘植生タイプ vegetation type’, ‘植生グループ vegetation group’, ‘群落 Gesellschaft (ドイツ語)’, ‘peuplement (フランス語: population)’, ‘グループ groupement (フランス語)’, ‘群落 nodum’, ‘群落 coenon (ギリシャ語)’などを伴う複合名 compound name も含んでいる。

注: 同一の発表において、新群落分類群が、階級をもたない群落分類群として示される一方で、適当な階級をもった群落分類群としても示される場合、階級の指定を含む頁が、原則IIに従ってその名称の正当発表の場として認められる。

例: 1. 名称 ‘*Crithmum maritimum* community’ Per Sunding 1972 (*Skr. Nor. Vidensk.-Akad. Mat.-Naturvidensk. Kl. N.S.* 29: 53), ‘*Agrostis rupestris-Juncus trifidus*-Gesellschaft’ Oberdorfer 1957 (*Süddeutsche Pflanzengesellschaften*, Jena, p. 307), ‘peuplement de *Spartium junceum*’ de Bannes-Puigiron 1933 (*Comm. Stat. Int. Géobot. Médit. Alp.* 19: 47), ‘*Sphagnum cuspidatum-Rhynchospora alba* nodum’ Rybníček 1970 (*Folia Geobot. Phytotax.* 5: 247) は、正当に発表されていない。

2. Passarge (1973, *Acta Bot. Acad. Sci. Hung.* 19: 225-267) による新群集 *Calamagrostio villosae-Franguletum* は、262頁の表4では名称 ‘*Calamagrostis villosa-Frangula alnus*-Ges.’ が付けられているけれども、その266頁では正当に発表されている。

d. 群落分類群の指定された階級が、本規約の階級に一致しない場合(原則II)。

例: 1. 名称 ‘*Sedum villosum-Philonotis fontana-sosiasjon*’ Nordhagen 1943 (*Bergen. Mus. Skr.* 22: 432) は、正当に発表されていない。

2. 名称 *Carici limosae-Amblystegietum scorpioidis* Osvald 1923 (*Die Vegetation des Hochmoores Komosse*, Uppsala, p. 182: ‘*Carex limosa-Amblystegium scorpioides*-Ass.’) は、この名称が実際には群集に相当せず、基群集に相当するので、正当に発表されていない。

e. 示された階級が、その名称の形式に対応していない場合。1979年1月1日以前に主要階級の語尾を伴ってつくられた亜群団、亜オーダーおよび亜クラスの名称(第41条b参照)は、この規定から除外される。

例: 1. 名称 ‘*asociace Fagetum asperuletosum*’ Šmarda 1950 (*Čas. Morav. Mus.* 35: 143, 1950) は、‘*Dicranoweisietum cirrhatae*’ Duvigneaud 1942 と同様に、そのもとの発表 (*Bull. Soc. Roy. Bot. Belg.* 74: 43, 1942) においては *Syntrichietum laevipilae* (Allorge 1922) Ochsner 1928 の亜群集として指定されており、正当に発表されていない。

2. 名称 *Trifolietum alpini* Rübel 1911 (*Pflanzengeographische Monographie des Berninagebietes*, *Bot. Jahrb. Syst.* 47: 166, 1911) は、その群落分類群の階級が亜群集の土壌的変群集に相当する副次階級(‘Nebentypus’)として指定されているので、正当に発表されていない。

f. 名称の語根となる分類群が、その原記載において直接的にも間接的にも(すなわち、群集よりも上位の群落分類群の原記載においては引用されるその次位群落分類群の原記載においても)示されていない場合。

例: 名称 ‘*as. Festuca duriuscula-Alyssum saxatile*’ Klika 1941 (*Věst. Král. Čes. Spol. Nauk, Tř. Mat.-Přír.* 1941: 6, offprint) は、*Alyssum saxatile* がその原記載にある2つの植生調査資料中に存在していないので、正当に発表されていない。

g. その名称が1979年1月1日以降に発表され、どの分類群名(種または種内分類群)からつくられているのか明確でない場合。

例：1. 名称 *Sorbo-Fraxinetum* Béguin et Theurillat 1982 (*Bot. Helv.* 91: 141) は, *Sorbus aria* および *S. mougeotii* の両方がその原記載に存在し, これらの種のどちらによってその名称がつけられているのか明確でないので正当に発表されていない.

2. 名称 *Poo-Euphorbietum esulae* Passarge 1989 (*Tuexenia* 9: 125) は, *Poa angustifolia* および *P. trivialis* がその原記載に存在しているけれども正当に発表されている. *P. angustifolia* が名称の語根となる種としてみなされること, そして *P. trivialis* が単に偶生種 *accidental species* として原記載に含まれていることが, 表と本文から明白であるからである.

3. 名称 *Lathyro-Carpinetalia betuli* Täuber 1987 (*Contr. Bot.* 1987: 180) は, *Lathyrus* 属の種のどれが名称の形成に使用されたのか明確でないので正当に発表されていない. *L. hallersteinii* Baumg., *L. transsilvanicus* (Sprengel) Fritsch および *L. velutinus* (Mill.) Wohl. は, そのオーダーの標徴種 *character species* として与えられている.

4. 名称 *Astragalo-Seslerietum* Richard 1985 (*Bot. Helv.* 95: 200) は, その原記載に出現する *Astragalus* 属の3種 (*A. leontinus*, *A. australis*, *A. monspessulanus*) 全てが発表者によって名称 (‘la pelouse à Sesslerie et Astragales’) に関連するものとみなされているので, *A. leontinus* がこれらの種の中で最も多く, 本文中に標徴種として示されているけれども, 正当には発表されていない.

5. 1994年 に, Almeida, Cleef, Herrera, Velasquez と Luna は, 新名称 *Bartramio potosicae-Bryoerythrophyllletum jamesonii* (*Phytocoenologia* 22: 391-436) を発表した. *Bartramia potosica* および *B. ithiphylla* の両方がその植生表において並列 (*Bartramia potosica/B. ithiphylla*) に載せられているけれども, その群落分類群の名称は401頁の注釈によって正当に発表されている.

h. 1979年1月1日以降, その名称が, 第12条段落1または第14条段落1に示される形式で発表された場合, あるいは第11条に示された語尾に一致しない語尾

を伴って発表された場合.

注: 第12条に従ってつくられ, 1979年1月1日以前に発表された, 群集よりも上位の主要階級の群落分類群名は, それらが第24条に従って分割される場合, または第27条に従って副次階級に降格させられる場合には例外となる.

例: 1. 名称 ‘*Xerobromenalia*’ Royer 1991 (*Synthèse eurosib., phytosociol. et phytogéogr. de la classe des Festuco-Brometea, Diss. Bot.* 178: 207) は, それが生態的な特徴を表現する接頭語を含み, 1979年1月1日以降に発表され, その形式が第12条に適合していないので正当に発表されていない.

2. 名称 ‘*Atriplex halimus-Lycium europaeum* ass.’ Bornkamm et Kehl 1990 (*Phytocoenologia* 19: 170) および ‘*Ass. Nardus stricta-Helianthemum grandiflorum*’ Rajewski 1990 (*Bull. Inst. Jard. Bot. Univ. Beograd* 9: 34) は, それらが1979年1月1日以降に発表され, その形式が第14条に適合していないので正当に発表されていない.

i. 2002年1月1日以降において, 新しい発表であること (例えば ‘*ass. nov.*’, ‘*all. nov.*’, ‘*comb. nov.*’, ‘*stat. nov.*’, ‘*nom. nov.*’ など) が示されることなくその名称が発表された場合. これは, 不当に発表された名称の正当化にも適用される (第6条参照).

j. 2002年1月1日以降において, その名称が1つあるいはそれ以上の代替名 *alternative name* と共に発表される場合.

k. その名称が2002年1月1日以降に発表されているが, それが最も高い優占階層を構成する分類群からつくられていない場合 (第10条bおよび第29条参照).

l. その名称の語根となる分類群が, その発表以前, またはその発表と同時に正当に発表されていない場合.

例: 1. 名称 *Caricetum oenensis* Seibert 1962

(*Landschaftspfl. Vegetationsk.* 3: 57, Tab. 11) は、その発表当時、その名称の語根となる分類群 *Carex oenensis* が正当に発表されていないので正当に発表されていない。

2. Theurillat (1989, *Saussurea* 20: 76) は、*Phyteuma nanum* Schur. に基づく新群集 *Phyteumo nanae-Caricetum curvulae* [recte: *Phyteumato nani-Caricetum curvulae*] を発表した。しかし現在のフロラの文献において、この名称は *Phyteuma confusum* A. Kerner に対する裸名 *nomen nudum* となっている。それゆえ、名称 *Phyteumato nani-Caricetum curvulae* は正当に発表されていない。それは後に、名称 *Phyteumato confusi-Caricetum curvulae* Theurillat 1996 (*Diss. Bot.* 258: 280) によって置き換えられた。

m. その名称が、群落分類群の分割 division (第24条)、群落分類群の統合 uniting (第25条)、位置変更 (第26条)、階級変更 (第27条) から生じているが、その対応する規則に適合していない場合。

n. その名称が新名であるが、第39条に適合していない場合。

例: Biondi と Allegrezza (1996, *Giorn. Bot. Ital.* 130: 123) は、新名 *Lonicero xylostei-Quercetum cerridis* (Taffetani et Biondi 1993 [recte 1995]) がどの名称と置き換えられたのか示さずに発表した。1993年の発表時 [recte 1995] (Taffetani et Biondi, *Ann. Bot. (Roma)* 51 suppl. 10: 229-240) には、正当に発表された4つの名称、*Carpino orientalis-Quercetum cerridis* Blasi ex Taffetani et Biondi 1995, *Daphno laureolae-Quercetum cerridis* Taffetani et Biondi 1995, *Lonicero xylostei-Carpinetum orientalis* Taffetani et Biondi 1995 および *Violo hirtae-Carpinetum orientalis* Taffetani et Biondi 1995 が存在している。その新名は、これらの名称のどれと置き換えられたのか示されておらず、そのことを確かめる間接的方法も無いので正当に発表されていない。

o. その名称が、第5条に従ってタイプ指定されていない場合。

い場合。

第4条

亜群集の名称は、次の各項に該当している場合には正当に発表されていない。

a. その上位の群集の名称が過去に正当に発表されていない場合、あるいはその亜群集名の発表と同時に正当に発表されていない場合 (しかしながら第30条段落2参照)。

例: 1. 名称 '*Melica-Buchenwald* Subass. von *Luzula nemorosa*' Tüxen 1954 (*Vegetatio* 5-6: 467) は正当に発表されていない (第3条c参照)。

2. 名称 *Ericetum tetralicis typicum* Tüxen 1937 (*Mitt. Florist.-Soziol. Arbeitsgem. Niedersachsen* 3: 110) は、同時に発表された新群集名がその亜群集の名称の中に存在しているにすぎないが、正当に発表されている。

b. その亜群集の位置変更がなされ、現在属している群集について言及されているけれども、その新しい名称の組み合わせがつけられていない場合。

第5条

1979年1月1日以降、新群落分類群名の発表は、その命名法上のタイプが第16条または第17条に適合して示される場合、またはタイプ指定に適当なただ1つの要素が生じている場合に限って正当である (第15条および第18条参照)。

新群集が2つまたはそれ以上の亜群集と共に同時に発表され、これらのうちの1つが形容語 *typicum* をもつか、または典型亜群集 *typical subassociation* として指定される場合、この亜群集のタイプとなる植生調査資料は、発表者が異なる解決法を示す場合を除いて暗黙の内にその群集名のタイプとみなされる。

2002年1月1日以降、ラテン語 '*typus*' ('*holotypus*', '*lectotypus*', '*neotypus*') が、群落分類群名のタイプの指定に使用されなければならない。

2002年1月1日以降、亜群集 *typicum* の名称のタイ

プは、その群集名のタイプとならなければならない。

例：1. 名称 '*Ranunculo repentis-Rumicicion crispí*' Hejný et Kopecký 1979 (in Hejný et al.: Rozpr. Čs. Akad. Věd, Ř. Mat.-Přír. Věd 89/2: 74) は、その命名法上のタイプが示されていないので正当に発表されていない。

2. 名称 *Rumici crispí-Agropyretum repentis* Hejný 1979 (in Hejný et al. l.c., p. 77) は、その原記載がその名称のホロタイプとなるただ1つの植生調査資料のみを含んでいるので、正当に発表されている。

3. Vanden Berghen (1990; *Lejeunia* 133: 37, 80) は、新群集 *Aristidetum sieberianae* を3つの亜群集, *typicum*, *hibiscetosum asperi* および *loudetosum hordeiformis* と共に記載した。亜群集 *typicum* のタイプは、暗黙の内にその群集名のタイプであるとみなされなければならない。その名称は正当に発表されている。

4. Klein と Lacoste (1981, *Ecol. Médit.* 15 (3-4): 81) は、新群集 *Aceri hircani-Quercetum macranthae* を、3つの亜群集, *festucetosum*, *agropyretosum* および *polystichetosum* と共に記載した。その群集名に対するタイプが指定されておらず、形容語 *typicum* を与えられた亜群集を通じてのタイプも存在しないので、その群集名は正当に発表されていない。命名法上のタイプがそれら亜群集に対して指定されているという事実にかかわらず、同じことが(第4条に従って)それらの亜群集名にも該当する。

5. 名称 *Teucrietum scorodoniae* Pott 1992 (*Pflanzengesellschaften Deutschlands*, Stuttgart, p. 297) は、1つではなく、3つの要素(表8における植生調査資料1から3)が命名法上のタイプとして示されているので、正当に発表されていない。

6. Quézel, Barbéro, Akman (1993, *Ecol. Médit.* 18: 86) は、1984年の研究における表2植生調査資料1をタイプとして指定することによって、群集名 *Salvio cryptanthae-Stipetum lessingianae* Akman, Ketenoğlu, Quézel et Demirors 1984 (*Phytocoenologia* 12: 570) を正当化したが、その植生調査資料1が表に含まれていないのでその正当化は正当でない。

勧告 5A

命名法上のタイプの指定は、できるだけ明確に、そして明文で(すなわち、どの要素がどの名称のタイプとなるのか)与えられるべきである。

第6条

名称または形容語の日付は、その最初の正当発表の日付である。正当に発表されていない名称でも、第2条c, 第3条cからe, 第3条gおよびh, および第3条kにおいて示されている場合を除き後に正当化されうる。第2条c, 第3条cからe, 第3条gおよびh, および第3条kによって正当に発表されていない名称は、名称の形式が本規約に適合しないので後に正当化されえない。つまりこれらの名称は、新しい名称によって置き換えられなければならない。

正当化は、誤った要素の後における有効発表であり、その名称の正当発表のために、別の要素の有効発表に関する明確な出典引用を伴う(第2条参照)。正当発表のための様々な条件が同時に充足されない場合、その名称の日付は、その最後の条件が充足された時の日付である。

2002年1月1日以降、仮の名称は、その正当化が明文で示され、他の全ての条件が充足される場合にのみ正当化される(第3条i参照)。

例：1. 名称 *Parietario-Centranthion rubri* Rivas-Martínez は1960年に発表された(*Inst. Esp. R. Acad. Farm.* 1960/2: 165, この発表において与えられているように1955年ではない)。その名称は、従属する群集が与えられていなかったのが正当に発表されていなかった。この条件は、1969年(Rivas-Martínez: *Publ. Inst. Biol. Aplic.* 46: 10)に初めて充足された。ゆえに、1969年がその名称の日付である。

2. 名称 *Sorbo-Fraxinetum* Béguin et Theurillat 1981 は不当に発表された(第3条g, 例1参照)、その正当化は、名称の語根となる分類群の指定によって1984年に有効となった。その群集は *Sorbo ariae-Fraxinetum excelsioris* Béguin et Theurillat である(*Candollea* 39: 667, 669)。

3. 名称 *Caricetum oenensis* Seibert 1962 (*Landschaftspfl. Vegetationsk.* 3: 57, Tab. 11) は、そ

の名称の語根となる分類群が1992年まで正当に発表されていなかったため (Wallnöfer, *Linz. Biol. Beitr.* 24: 829-849), 正当に発表されていなかった (第31条). この条件は充足され, 第5条に従って名称 *Caricetum oenensis* Seibert ex Balátová-Tuláčková in Grabherr et Mucina 1993 (*Die Pflanzengesellschaften Österreichs, Teil II, Stuttgart*) がタイプとなる植生調査資料の指定を通じて正当に発表された. しかしその名称は, *Carex oenensis* のタイプが雑種であり, 種 *Carex randalpina* (Wallnöfer 1993, *Linz. Biol. Beitr.* 25: 709-744) でないことから, 第43条に従って訂正されなければならないかもしれない.

勧告 6A

新しく発表される名称は, ただ1つの出版物においてのみ新称として記されるべきである.

第7条

群集または亜群集の原記載は, 第2条bの意味において, それが少なくとも1つの植生調査資料, すなわち, 出現に関して少なくとも3段階の量的評価を伴った調査区内の植物の種あるいは種内分類群の学名のリスト, を含んでいれば十分である.

1979年1月1日以前に発表された名称に関しては, 植生調査資料に基づいており, 少なくとも3段階の評価で常在度20%を越える種を含んだ常在度表 *synoptic table* も十分な原記載であるとみなされる.

例: *Juncetum filiformis* Tüxen 1937 (*Mitt. Florist.-Soziol. Arbeitsgem. Niedersachsen* 3: 93) の原記載は, その常在度表に常在度20%未満の随伴種 *accompanying species* が与えられていないけれども十分である.

勧告 7A

群集または亜群集の原記載は, それぞれ異なる場所において収集され, その場所の正確な説明, その調査区の面積およびその調査の日付が記録された少なくとも10の植生調査資料を含むべきである.

勧告 7B

原記載には, その種および種内分類群の発表者が, 直接的または間接的に (フロラの文献の出典引用によって) 示されるべきである.

第8条

群集の階級よりも上位の群落分類群の原記載は, 第2条bの意味において, それに属する次位主要階級の内の少なくとも1つの群落分類群名の正当発表を含む場合, またはそのように正当に発表された少なくとも1つの群落分類群名に関する明確な出典引用 (第2条b参照) を含む場合には, それだけで十分である.

1980年1月1日より, 原記載は, 種または種内分類群からなる標徴種および/または識別種 *differential species* が明確に指定される場合に限って十分である.

群集の階級よりも上位の群落分類群が, 発表の際にその次位主要階級の内の1つの群落分類群のみを含んでいる場合, その次位主要階級の種または種内分類群からなる標徴種および/または識別種は, 後にそのような分類群が示されない場合には, その上位群落分類群の標徴種および/または識別種としてみなされるべきである.

注: 標徴種および/または識別種の代わりとしての判別種 *diagnostic species* (または種内分類群) の指定も, 十分な原記載として受け入れることができる.

例: 1. *Brometalia erecti* Koch 1926 (*Jahrb. St. Gall. Naturwiss. Ges.* 61/2: 20, offprint) の原記載は, そのオーダーに属する群団 *Bromion erecti* Koch 1926 の名称の正当発表を含んでいるので十分である. この群団の名称は, 十分な原記載を伴う群集 *Mesobrometum erecti* Koch 1926 がこの群団に属しているため正当に発表されている.

2. 名称 *Violo palustris-Lotion uliginosi* Passarge 1989 (*Doc. Phytosociol.* N.S. 11: 85) は, その群団が (その群団名のタイプとして指定された) 唯一の群集 *Equiseto-Lotetum uliginosi* Passarge 1989 を含んでいるという事実に関わらず正当に発表されていない. なぜならば, いかなる標徴種および/または識別種もその群団に対し

て明確に指定されていないからである。

3. Golub と Saveljeva (1992, *Folia Geobot. Phytotax.* 26: 421) は、新群団 *Caricion stenophyllae* を判別種の指定を伴って記載した。その名称 *Caricion stenophyllae* は、それゆえ正当に発表されている。

第9条

群集以上の群落分類群の名称が、引用されたその次位主要階級の群落分類群の名称が正当に発表されていないため不当に発表されている場合、後者の正当化は、その上位群落分類群の名称を自動的に正当化しない。

第3章 群落分類群の名称の形式

第10条

a. 群集または上位階級の群落分類群の名称は、その原記載に記載されている1つまたは2つの種あるいは種内分類群の正当に発表された学名からつくられる(また第34条c参照)。その名称は階級を示す特定の語尾を含み、それは属名の語幹に付けられる(また第12条および第41条参照)。

群落分類群が異なる属に属する2つの分類群から命名される場合、その階級を示す語尾は第2の属名の語幹にのみ付けられる。結合母音は第1の属名の語幹に付けられる(結合母音が不明である場合、附録I参照)。名称の語根となる分類群の形容語が存在する場合、それらが格変化をもつならば、それらは属格にされなければならない。種内分類群が名称の形成に使用される場合、その種内分類群の形容語のみが使用されるべきである(第34条c参照)。

群落分類群が同じ属に属する2つの分類群から命名される場合、その属名は、その群落分類群名において階級を示す語尾を伴って一度だけ使用される。その形容語は、第一の形容語の語幹に付けられる結合母音によって結合される。‘o’が通常使用される結合母音である。‘i’は第3変化の真のラテン語だけに使用される。階級を示す語尾または結合母音が付けられる場合、語幹の最後に位置する母音 a, e, o および u は省かれる。

略記された形式 *Potam-* は、語幹 *Potamogeton-* の代

わりに使用されてよい。

注：属格の形式、分類群名の語幹および正しい結合母音は附録Iに示されている。

規則に照らして正字法的に誤っている名称の原形は、訂正されなければならない(第41条参照)。

例： *Centaureo nigrae-Arrhenatheretum* Oberdorfer 1957 (*Süddeutsche Pflanzengesellschaften*, Jena, p. 222), *Carici pilosae-Fagetum* Oberdorfer 1957 (l. c., p. 462), *Caricetum inflato-vesicariae* Koch 1926 (*Jahrb. St. Gall. Naturwiss. Ges.* 61/2: 63, offprint), *Luzulo-Fagion* Lohmeyer et Tüxen in Tüxen 1954 (*Vegetatio* 5-6: 460), *Caricion canescenti-goodenowii* Nordhagen 1937 (*Bergen. Mus. Årbok* 1936, *Naturvidensk. R.* 7: 22), *Potametalia* Koch 1926 (l. c., p. 20), *Cakiletea maritima* Tüxen et Preising in Tüxen 1950 (*Mitt. Florist.-Soziol. Arbeitsgem.* N.F., 2: 99)。

b. 群集または上位階級の群落分類群の名称が2つの分類群の名称からつくられ、そのうちの1つの分類群が優占的であるかあるいはその植生の構造を決定する最も高い階層に属している場合、その分類群の名称が第2の位置におかれる。この規則に従わない名称も合法的であるが、第42条に従って逆転されなければならない。2002年1月1日以降にそのような名称が発表される場合、それらは不当に発表されている(また第3条k参照)。

例：名称 *Cerastio arvensis-Agrostietum pusillae* Moravec 1967 (*Folia Geobot. Phytotax.* 2: 149 ‘*Cerastio arvensis-Agrostetum pusillae*’), *Carici pilosae-Fagetum* Oberdorfer 1957 (*Süddeutsche Pflanzengesellschaften*, Jena, p. 462), *Luzulo-Fagion* Lohmeyer et Tüxen in Tüxen 1954 (*Vegetatio* 5-6: 460) は、この条項の趣旨に沿ってつくられている。これに対して *Calluno-Genistetum* Tüxen 1937 (*Mitt. Florist.-Soziol. Arbeitsgem. Niedersachsen* 3: 117, ‘*Calluneto-Genistetum*’) または *Quercu-Lithospermetum* Br.-

Bl. 1929 (Sitzungsber. Naturhist. Ver. Preuss. Rheinl. Westf. Bonn, 1928: 51 ‘*Quercus sessiliflora-Lithospermum purpureo-coeruleum-Ass.*’) のような名称はそうでない。

勧告 10A

群落分類群名の形成に使用される分類群名がその原記載において適用されている分類群名と同じでない場合、その分類群名は、そのもとの発表において当該の分類群のシノニムとして引用されるべきである。

勧告 10B

群落分類群の名称は、当該の群落分類群を特徴づける分類群からつくられるべきである。

勧告 10C

誤解を避けるために、群落分類群の名称は、分類群の形容語（種または種内分類群の形容語）を属格形で付けることによって完全化されるべきであり、それによりどの分類群名からその群落分類群名がつけられたのか明確になる。

第 11 条

階級を示す語尾は次の通りである。

階級	語尾
群集	-etum
群団	-ion
オーダー	-etalia
クラス	-etea
亜群集 (第 13 条参照)	-etosum
亜群団	-enion
亜オーダー	-enalia
亜クラス	-eneae

注：当初は、語尾 *-inea* または *-etales* がクラス名のために用いられていた。1979年1月1日以前にこれらの語尾が適用されたクラス名は、第3条eによる不当発表に該当しない。しかしその語尾は、第41条bに従って正規の形式に訂正されなければならない。

例：名称 ‘*Molinieto-Arrhenatheretales*’ Tüxen 1937 (*Mitt. Florist.-Soziol. Arbeitsgem. Niedersachsen* 3: 73) は正当に発表されているが、第41条bに従って正規の形式 *Molinio-Arrhenatheretea* に訂正されなければならない。

第 12 条

形態的または生態的特徴を表した接頭語を含む複合名は正式なものとして認められる。また副次階級に対して *Eu-* をつけた複合名も同様である。*Rudereto-* は正字法上、*Ruderali-* へ訂正されなければならない。1979年1月1日以降に、この方法でつくられた名称は正当に発表されていない (第3条h参照)。

例：*Parvopotamo-Zannichellietum tenuis* Koch 1926 (*Jahrb. St. Gall. Naturwiss. Ges.* 61/2: 112, offprint, ‘*Parvo-potameto-Zannichellietum tenuis*’), *Magnocaricion elatae* Koch 1926 (l. c., p. 55), *Nanocyperion flavescens* Koch 1926 (l. c., p. 21), *Thero-Salicornion* Br.-Bl. 1933 (*Prodrome des groupements végétaux* 1, Montpellier, p. 12), *Xerobromenion* Br.-Bl. et Moor 1938 (*Prodrome des groupements végétaux* 5, Montpellier, p. 9, ‘*Unterverband Xerobromion*’), ‘*Seslerio-Xerobromenion*’ Oberdorfer 1957 (*Süddeutsche Pflanzengesellschaften*, Jena, p. 275 ‘*Unterverband Seslerio-Xerobromion*’), *Seslerio-Mesobromenion* Oberdorfer 1957 (l. c., p. 295, ‘*Unterverband Seslerio-Mesobromion*’), *Eu-Vaccinio-Piceion* Oberdorfer 1957 (l. c., p. 377, ‘*Unterverband Eu-Vaccinio-Piceion*’), *Ruderali-Secalietea* Br.-Bl. 1936 (*Prodrome des groupements végétaux* 3, Montpellier, p. 3, ‘*Rudereto-Secalinetales*’).

第 13 条

亜群集の名称は、群集名とそれに続く亜群集形容語からなる。形容語は、その亜群集の原記載に存在する種の正当に発表された学名（または種内分類群の正当に発表された学名、第10条a参照）からつくられるか、形容

詞 ‘*typicum*’ または ‘*inops*’ によって代えられる。亜群集形容語が種の名称 (または種内分類群の名称) からつくられる場合、語尾 *-etosum* がその分類群の属名の語幹に付けられなければならない。

例 : *Galio-Carpinetum circaetosum* Oberdorfer 1957 (*Süddeutsche Pflanzengesellschaften*, Jena, p. 427), *Galio-Carpinetum typicum* Oberdorfer 1957 (l. c., p. 427), *Molinietum caricetosum tomentosae* Koch 1926 (*Jahrb. St. Gall. Naturwiss. Ges.* 61/2: 112, offprint).

第14条

階級の明示を伴い、1つまたは2つの不変的な植物名からつくられた群落分類群の名称は正当に発表されている。同様に、亜群集形容語の代わりに、その亜群集の階級の明示を伴って不変的な植物名が使用された亜群集の名称も正当に発表されている。しかしそのような名称は、正規の形式に訂正されなければならない (第41条 b 参照)。

同様に、‘典型亜群集 *typical subassociation*’ という記述を含んだ亜群集の名称も正当に発表されている、そのような記述は形容語 ‘*typicum*’ によって置き換えられなければならない。1979年1月1日以降、この方法でつくられた名称は正当に発表されていない (第3条 h 参照)。

例 : 名称 ‘*association à Carex buxbaumii*’ Issler 1932 (*Les prairies non fumées*, Colmar, p. 14), ‘*Sparganium angustifolium-Sphagnum obesum-Ass.*’ Tüxen 1937 (*Mitt. Florist.-Soziol. Arbeitsgem.* 3: 43), ‘*Ericetum tetralicis* Subass. v. *Succisa pratensis*’ Tüxen 1937 (l. c., p. 112) は正当に発表されている。しかし、第41条 b に従って正規の形式に訂正されなければならない。

属名について言及することなしに種形容語からつくられた群落分類群名に対しても同様のことが適用される。そのような種形容語が、その群落分類群名の発表の日付までに正当に発表された属名である場合、その群落分類群の名称はその原形で保持されなければならない。

例 : 1. 名称 ‘*Seslerio-Semperviretum*’ Beger 1922 (*Jahresber. Naturforsch. Ges. Graubündens* 1921-1922: 112, offprint), ‘*Personato-Petasitetum*’ Oberdorfer 1957 (*Süddeutsche Pflanzengesellschaften*, Jena, p. 201), ‘*Rhodoreto-Vaccinietum mugetosum*’ Br.-Bl. in Braun-Blanquet, Sissingh et Vlieger 1939 (*Prodrome des groupements végétaux* 6, Montpellier, p. 40) は正当に発表されている。しかし、形容語 ‘*sempervirens*’, ‘*personata*’, ‘*mugo*’ がその上記の種に対する属名として存在しないので、第41条 b に従うように訂正されなければならない。

2. 名称 *Periclymeno-Abietetum* Oberdorfer 1957 (*Süddeutsche Pflanzengesellschaften*, Jena, p. 499) は、その種形容語が 1957 年以前に属名として正当に発表されているので (*Periclymenum* Miller 1754), その原形で保持されなければならない。

第4章 群落分類群の名称のタイプ指定

第15条

群落分類群の名称の適用は、その命名法上のタイプ (名称のタイプ) によって決定される。命名法上のタイプは、群落分類学上の変更 (統合、分割、位置または階級の変更、第24条から第28条、勧告 19A 参照) が生じる際にも、その名称に永久的に付随する群落分類群の要素である。命名法上のタイプは、群落分類群の典型的 (特徴的) 要素であること、あるいは特定の頻度によって顕著な要素であることを必要とするわけではない。

第16条

群集または亜群集の名称のタイプは、有効に発表された植生調査資料である。これは、不完全とみなされる場合でも発表後に補完されてはならない (また第37条参照)。

2002年1月1日以降、群集名のタイプとなる植生調査資料はその名称の語根となる分類群を含まなければならない。そうでなければそのタイプ指定は不当である。亜群集名のタイプとなる植生調査資料は (形容語 *typicum* または *inops* を伴うものを除いて) その亜群集名の語根

となる分類群を含まなければならず、そうでなければそのタイプ指定は不当である。

第17条

群集の階級よりも上位である群落分類群の名称のタイプは、その群落分類群に属し、正当名を伴って発表された次位主要階級の群落分類群である(定義VIII参照)。

注: タイプとなる群落分類群の名称が非合法的であることは、タイプ指定やタイプ指定された名称を非合法的にするものではなく、また不当発表の原因にもならない。しかしタイプとなる群落分類群の名称が不当に発表されている場合、そのタイプ指定は非合法的である。

1979年1月1日以降、タイプとして選択された群落分類群の名称が不当に発表されている場合、そのタイプ指定された名称は不当に発表されている。

例: 1. 名称 *Coremion* Rothmaler 1943 (*Feddes Repert. Beih.* 128 (1): 60) は、その群団の原記載が、第34条によって非合法的ではあるが正当に発表された名称 *Coremetum vicentinum* のみを含んでいるけれども、正当に発表されており合法的である。

2. Passarge (1989, *Doc. Phytosociol.* N.S. 11: 83) は、新亜オーダー *Lathyro-Filipendulenalia* の名称に対するタイプとして群団 *Thalictro-Filipendulion de Foucault* 1984 を選択している。その群団名は有効に発表されていない(第1条に従ってコピーのみ頒布された論文)ので、その発表は不当であり、その新亜オーダー名もまた不当に発表されている。

第18条

a. 群落分類群名の発表者が、その命名法上のタイプとして植生調査資料あるいはその次位主要階級の群落分類群を指定した場合、またはその群落分類群の原記載がただ1つの植生調査資料あるいはただ1つの群落分類群のみを含んでいた場合、それはホロタイプとして認められなければならない。

例: 1. 名称 *Caloplacetum phloginae* Barkman 1958 (*Phytosociology and ecology of cryptogamic epiphytes*, Assen, p. 369) に対して、発表者はその命名法上のタイプとして植生調査資料1(表29)を指定している。この植生調査資料は上記の名称のホロタイプである。

2. オーダー *Molinietalia caeruleae* Koch 1926 (*Jahrb. St. Gall. Naturwiss. Ges.* 61/2: 20, offprint) の原記載において、*Molinion caeruleae* Koch 1926 (l. c.) は唯一の群団として組み込まれている。それゆえ、*Molinion caeruleae* Koch 1926 は名称 *Molinietalia caeruleae* Koch 1926 のホロタイプである。

3. Rivas-Martínez et al. (1990, *Itin. Geobot.* 3: 129) は、群団 '*Coremion albi*' Rothmaler 1954 (*recte Coremion* Rothmaler 1943, l. c., p. 60) の名称のレクトタイプとして *Coremetum vicentinum* 'Rothmaler 1954' (*recte* Rothmaler 1943, *Feddes Repert. Beih.* 128 (1): 60) を指定した。*Coremetum vicentinum* はその群団の原記載において正当名を伴って発表された唯一の要素に相当し、それゆえホロタイプとして認められなければならないので、このレクトタイプ指定は不要である。

4. Nezdal (1989, *Diss. Bot.* 143: 93) は、自身が選択したネオタイプによって群集名 '*Roemerio hybridae-Hypecoetum penduli*' Br.-Bl. et Bolòs (1954) 1957 em. Nezdal (*recte Roemerio-Hypecoetum* Br.-Bl. et Bolòs 1954) をタイプ指定した。しかし、その群集の原記載はホロタイプとして認められなければならないただ1つの植生調査資料を含んでいるだけなので、このタイプ指定は不要である。

b. 不要名 *superfluous name* (*nomen superfluum*, 第29条参照) は、(例えばシノニムのリスト中の) 最も古い合法名によって自動的にタイプ指定される。

例: 第29条cの例では、*Pruno-Crataegetum* Hueck 1931の命名法上のタイプが不要名 *Carpino-Prunetum* Tüxen 1952のタイプともなる。なぜならば、*Pruno-Crataegetum* Hueck 1931は *Carpino-Prunetum* Tüxen 1952のシノニムのリストに含まれているからである。

c. 新しい名称が統合されたいくつかの群落分類群の名称と置き換わる場合、最も古く正当に発表された名称の命名法上のタイプがその新しい名称の命名法上のタイプとして認められなければならない。

第19条

a. 群落分類群の発表者が、その原記載においていくつかの植生調査資料またはその次位主要階級のいくつかの群落分類群を直接的あるいは出典引用によって示したが、その命名法上のタイプを指定しなかった場合、上記の要素の1つがレクトタイプとして選択されなければならない。

群集が、そのもとの発表と同時に亜群集に分割され、発表者によってそれらの1つが形容語 ‘*typicum*’ を伴って命名されるかまたは ‘典型亜群集’ として命名される場合、この亜群集の原記載に属する1つの植生調査資料がその群集名および亜群集名の両方に対するレクトタイプとして選択されなければならない。最初に有効に発表されたレクトタイプの選択は継承されなければならない。

2002年1月1日以降、レクトタイプの選択に関する有効発表は、そのレクトタイプ指定のために選択される要素の有効発表に関する明確な出典引用を伴わなければならない。

例：1. 名称 *Festuco-Sedetalia acris* Tüxen 1951 (*Vegetatio* 3: 163) は、その命名法上のタイプが与えられることなく4つの群団を含む原記載を伴って発表された。Moravec (1967, *Folia Geobot. Phytotax.* 2: 163) は、そのレクトタイプとして *Helichryson arenarii* Tüxen 1951 を選択した。この選択は継承されなければならない。
2. Vicherek (1971, *Folia Geobot. Phytotax.* 6: 139) は、そのうちの1つが形容語 *typicum* をもつ4つの亜群集と共に *Centaureo odessanae-Elymetum gigantei* を新群集として記載した。その発表者が群集名の命名法上のタイプを指定しなかったため、そのレクトタイプが亜群集 *Centaureo odessanae-Elymetum gigantei typicum* の植生調査資料から選択されなければならない。その選択された植生調査資料が亜群集名のレクトタイプとして認

められなければならない。

3. Mucina (1987, *Folia Geobot. Phytotax.* 22: 2) は、名称 *Malvetum neglectae* に対してレクトタイプを選択している。このタイプ指定は不要であり棄却されなければならない。なぜならば、Eliáš (1981, *Acta Bot. Acad. Sci. Hung.* 27: 338) が以前にこの名称をタイプ指定しているからである。

b. 主要階級の群落分類群が副次階級の群落分類群に分割され(第24条参照)、これらの群落分類群の1つがその上位群落分類群の名称のタイプを含んでいる場合、この命名法上のタイプは、その副次階級の群落分類群の名称のタイプ指定に対しても使用されなければならない。

勧告19A

群落分類群の1つまたはそれ以上の要素が分割または修正を通じて他の群落分類群へ移動させられている場合、そのレクトタイプは、その名称の現行の取扱いが保持されるようタイプ指定に適するその残りの要素から選択されるべきである。

第20条

群集よりも上位の階級の群落分類群が、原記載においてタイプとして選択されるのに適当な2つまたはそれ以上の群落分類群を含んでおり、その名称が末尾を除いてこれらの群落分類群名の1つと一致している場合、その群落分類群は、どの群落分類群もホロタイプとして指定されていない場合、レクトタイプとなる。

例：オーダー *Phragmitetalia* Koch 1926 (*Jahrb. St. Gall. Naturwiss. Ges.* 61/2: 20, offprint) は、その原記載において命名法上のタイプ(ホロタイプ)が指定されることなく2つの群団を含んでいる。それゆえ、*Phragmition communis* Koch 1926 が名称 *Phragmitetalia* Koch 1926 のレクトタイプとなる。

第21条

群集または亜群集の原記載が常在度表のみを含み、1つの植生調査資料または有効に発表された1つの植生

調査資料に関する出典引用を含まない場合、ネオタイプ (定義 VIII 参照) が設立されなければならない。名称のネオタイプには、すでに有効に発表された植生調査資料またはその名称のもとで同時に有効に発表された植生調査資料のみがなりうる。

最初に有効に発表されたネオタイプの設立は、それが原記載の誤解釈に基づいていることが示されなければ継承されなければならない。

2002年1月1日以降、ネオタイプの設立が有効に発表されるためには、そのネオタイプに相当する要素が、その設立と同時に初めて発表される場合を除いてその要素の有効発表に関する明確な出典引用を伴っていないなければならない。

発表者が、常在度表を提供し、そして‘非典型的’、‘断片的’、‘推移的’要素、または発表者の意見としてその命名された群落分類群に適合しないその他の形式の要素を示すために、1つ (または複数) の植生調査資料を加えている場合、発表者によって異型であると宣言された植生調査資料よりも、その常在度表 (すなわち狭い意味でのその群落分類群) に適合するネオタイプが選択されるべきである。

勧告 21A

可能ならば、名称の発表者がその常在度表の作成の際に使用した植生調査資料の1つが後に発表され、ネオタイプとして指定されるべきである。そのような植生調査資料が利用できないならば、そのネオタイプはできる限りその常在度表の植生調査資料が得られた地域と同じ地域から得られるべきである。

第5章 先取権

第22条

特定の範囲、位置および階級をもつ各群落分類群は、唯一の正式名、すなわち規則に従って最も古く正当に発表された名称を有する。

注：規則 (特に先取権) の厳格な使用によって、広く使用されている群落分類群名が不必要に変更されることを

避けるために、いくつかの名称は、第52条に従って保存名として例外的に保持される。

第23条

名称または形容語の先取権に関する問題においては、その正当発表の日付が決定的である (第2条および第6条参照)。

注：不要名は、それらと、ホモニムとしてのそれらの有効性に関連する以外では先取権をもたない。

第6章 群落分類学上の変更における名称および形容語の保持と選定

第24条

a. 同一階級の群落分類群における群落分類群の分割：群落分類群が階級を変更することなく2つまたはそれ以上の群落分類群に分割される場合、それらのうちの1つはその原名称を保持しなければならない。すなわち、その名称のタイプが属する群落分類群はその原名称を保持しなければならない。分割の際にその原名称が保持されなかった場合や、別の意味において保持された場合、そのタイプを含む群落分類群に対して原名称が再指定されなければならない。名称の保持または再指定は、第35条または第36条が適用される場合には差し止められる。

例：Pignatti (1953, *Atti Ist. Bot. Univ. Labor. Crittog., Pavia Ser.* 5-11: 206-214) は、オーダー *Phragmitetalia* Koch 1926 を、3つのオーダーに分割した。彼は名称 *Phragmitetalia* を、そのタイプとなる群団 *Phragmition* Koch 1926 を含むものオーダーの1部に対して適切に保持した。

b. 副次階級の群落分類群における群落分類群の分割：この分割は新群落分類群の記載および命名に対応する。

注：2002年1月1日以降、主要階級にある上位群落分類群の合法名のタイプを含む亜群団、亜オーダーまたは亜クラスの名称は、他の規則に反しなければ階級語尾

のみを変えることによってつくられなければならない。
その著者名は第46条に従う。

第25条

同一階級の群落分類群の統合：同一階級の2つまたはそれ以上の群落分類群が統合される場合、そのもとの群落分類群のうち、最も古い名称（亜群集の場合においては最も古い形容語）が統合の結果生じる群落分類群に対して保持されなければならない。原名称の結合による名称の形成は認められない。

同一日付の名称をもつ群落分類群（亜群集の場合には形容語）が統合される場合、この統合を最初に有効に発表した発表者がこれらの名称（形容語）のうちの1つを選択する権利をもつが、次の制限を伴う。その原記載において（ただ1つの）植生調査資料によって定義される名称は、ただ常在度表によって付随される名称に優先する。そのような条件の下でこの見解を受け入れるならば、その最初の選択は継承されなければならない。

例：1. Barkman (1958, *Phytosociology and ecology of cryptogamic epiphytes*, Assen, p. 551) は、次の群集, *Anomodonto-Isothecietum* Lippmaa 1935, *Anomodontetum viticulosi* Felföldy 1941, *Brachythecietum salebrosi* Felföldy 1941, *Mnietum cuspidati* Felföldy 1941 および *Homalietum trichomanoidis* Barkman 1949 を1つの群集に統合した。先取権に基づき、この群集に対する正式名は *Anomodonto-Isothecietum* Lippmaa 1935 (*Acta Inst. Hort. Bot. Univ. Tart.* 4: 24, ‘association à *Anomodon longifolius* et *Isothecium myurum*’) となる。

2. Hilitzer (1925, *Publ. Fac. Sci. Univ. Charles Prague* 41) は、同一の論文において ‘association à *Parmelia furfuracea*’ (l. c., p. 122), ‘association à *Parmelia physodes*’ (l. c., p. 107), ‘association à *Cetraria glauca*’ (l. c., p. 132), ‘association à *Cetraria glauca* et *Ochrolechia androgyna*’ (l. c., p. 138) を発表した。これらは Barkman (1958, l. c., p. 456) によって1つの群集に統合され、この群集に対しては名称 *Parmelietum furfuraceae* Hilitzer 1925 が選択された。それゆえこれ

が正式名である。

第26条

亜群集が別の群集へ移される場合や、同一群集に対する別の群集名のもとにおかれる場合、その亜群集は、その命名法上のタイプと共にその形容語を保持しなければならない。その形容語が保持されない場合には、それは再指定されなければならない。保持または再指定は、後続ホモニム *later homonym* が生じる場合や、古い形容語が通用しているけれども何らかの理由でその古い組み合わせに適用できなかった場合には差し止められる。亜群集が群集名の命名法上のタイプを含む場合、2つの群集は統合され、第25条が適用されなければならない。そのような事例でなく、その亜群集の移される群集が亜群集に分割されていない場合には、その群集名のタイプを含む第2の亜群集が（できれば後に）記載され、命名されなければならない。

バシオニムに関する出典引用は、第2条bの意味において明確でなければならない。しかし、その出典引用における引用文献の誤りによって新組み合わせの発表が不当になることはない。

注：2002年1月1日以降、新組み合わせは、その新組み合わせが亜群集の原記載に関する明確な出典引用（第2条b）を伴って与えられ、その組み合わせの著者名の後に ‘*comb. nov.*’ が続けられている場合にのみ正当に発表されている。その著者名は第50条に従う。

第27条

a. 群集よりも上位の群落分類群の階級変更：亜群団（亜オーダー、亜クラス）が、群団（それぞれ、オーダーまたはクラス）の階級に格上げされる場合、またはその逆が生じる場合、その原記載およびタイプは変更されない。もとの著者名は、その新しい名称の著者名の前に括弧に入れて示される（第51条参照）。

1979年1月1日以降、新階級における名称は、他の規則に反しない限り階級語尾のみの変更によってつくられなければならない。

例 : Oberdorfer (1957, *Süddeutsche Pflanzengesellschaften*, Jena, p. 489) は, 群団 *Luzulo-Fagion* Lohmeyer et Tüxen in Tüxen 1954 (*Vegetatio* 5-6: 460) を ‘Unterverband *Luzulo-Fagion* (Lohm. et Tx. 54)’ に降格させた. 後者は *Luzulo-Fagenion* (Lohmeyer et Tüxen 1954) Oberdorfer 1957 と命名されなければならない.

b. 群団 (オーダー, クラス) が亜群団 (亜オーダー, 亜クラス) の階級に降格される場合, その同一階級の群落分類群は統合され, 第25条および第28条が適用されなければならない.

c. 群集の階級変更: 群集が亜群集の階級に降格される場合, その原記載およびタイプは変更されない. その新亜群集は別の群集に属させられ, 新亜群集名がそれに対して正当に発表されなければならない. 同時に, その同一階級の2つの群落分類群は統合され, 第25条および第28条が適用されなければならない.

d. 亜群集の階級変更: 亜群集が群集の階級に格上げされる場合, その原記載およびタイプは変更されない. もとの著者名は, その新しい名称の著者名の前に括弧に入れて示される (第51条参照), その亜群集が群集の名称のタイプを含んでいる場合, その階級における最も古い合法名が使用されなければならない. そのような名称が利用できない場合, 新名がつけられなければならない (第39条参照).

例 : Royer (1991, *Diss. Bot.* 178: 208) は, 亜群集 *Mesobrometum brachypodietosum* Lacoste 1975 を新しい名称 *Diantho pavonii-Brachypodietum pinnati* (Lacoste 1975) Royer 1991 で群集の階級に格上げした. その名称は, その亜群集名が *Mesobrometum brachypodietosum* Kuhn 1937 の後続ホモニムであるけれども正当に発表されている.

注1: 階級変更は主要階級と副次階級との間にのみ生じうる. 主要階級間での変更 (例えば群団からオーダー,

およびその逆) は認められない.

注2: 2002年1月1日以降, 新階級における名称は, そのもとの階級の原記載に関する明確な出典引用 (第2条 b) を伴って与えられ, その著者名の後に ‘stat. nov.’ が続けられている場合にのみ正当に発表されている (第3条 i 参照).

第28条

a. 群団が亜群団の階級に降格される場合, それは別の群団に属させられなければならない. この群団が亜群団に分割されていない場合, その群団の原記載または少なくともその名称の命名法上のタイプを含む第2の亜群団が (できれば後に) 記載され, 命名されなければならない. この第2の亜群団名の発表者およびその最初の正当発表の年がその著者名に付属する (第46条参照).

1979年1月1日以降, 群団名のタイプを含むその第2の亜群団の名称は, 他の規則に反しない限り階級語尾のみを変えることによってつくられなければならない. その著者名は第46条に従う.

同様の規定が, 亜オーダーに降格されるオーダー, または亜クラスに降格されるクラスに対して適用される.

b. 群集が亜群集の階級に降格される場合, それは別の群集に属させられなければならない (第27条 c 参照). この群集が亜群集に分割されていない場合, その群集の原記載または少なくともその名称の命名法上のタイプを含む第2の亜群集が (できれば後に) 記載され, 命名されなければならない. この第2の亜群集名の発表者およびその最初の正当発表の年が, その著者名に付属する (第46条参照).

第7章 名称および形容語の棄却

第29条

a. 群落分類群の名称は, 別の分類群がその群落分類群をより特徴づけるという理由, またはその名称の語根となる分類群がその群落分類群のただ1つまたは少数の下位単位や植生調査資料にしか出現しないという理由か

ら、棄却または訂正されてはならない。

例：名称 *Sedo-Scleranthetalia* Br.-Bl. 1955 は、その名称の組み合わせ *Sedum-Scleranthus* が有益でないという理由で棄却されてはならず、また名称 '*Sempervivo-Sedetalia*' Th. Müller 1961 (*Beitr. Naturk. Forsch. SW-Deutschl.* 20: 115) によって置き換えられてはならない (Th. Müller l. c. 参照)。

b. 例外として、2002年1月1日以前に発表された群落分類群名は、その名称の語根となる分類群のどれもがその植生の構造を決定する最も高い優占階層に属していない場合には (例えば、森林群落において樹種が存在しない、低木群落において低木種が存在しない、草本群落または矮性低木群落において草本種あるいは矮性低木種が存在しない)、非合法的であるとみなされる。2002年1月1日以降、そのような名称は不当に発表されている (また第3条 k 参照)。植生の構造を決定するとみなされる階層は、25% (少なくとも Braun-Blanquet の cover-abundance scale の 3) 以上の平均優占度をもたなければならぬ。

例：名称 *Melicetum uniflorae* Markgraf 1928 (*Veröff. Geobot. Inst. Rübel Zürich* 4: 50 '*Melica uniflora-Assoziation*') は、その優占的な高木層における種のどれもが名称の語根となる分類群として使用されていないので *Melica uniflora* beech forest association に対して非合法的であり、棄却されなければならない。

c. 群落分類群に対する新しい名称は、その原記載が以前に発表された群落分類群の原記載を含む場合や、少なくともその合法名の命名法上のタイプを含む場合 (それらはシノニムのリストにだけ挙げられているかもしれない) には、非合法的な不要名になる。そのような名称は、その古い名称が後に非合法的であると証明された場合、当然のことながら不要ではなくなる。

例：名称 *Carpino-Prunetum* Tüxen 1952 (*Mitt. Geogr. Ges. Hamburg* 50: 92) は、シノニムとして

引用された *Pruno-Crataegetum* Hueck 1931 (*Beitr. Naturdenkmalpflege* 14 (2): 165, '*Prunus spinosa-Crataegus-Assoziation*') に対する不要名として発表されている。

第30条

正当に発表された (合法的または非合法的) 分類群名からつくられた群落分類群の名称は、第44条または第45条が適用されない場合、単に当該分類群名がシノニムに降格されているという理由から棄却または訂正されてはならない。

例：次の変更は行われてはならない。 *Epilobietalia angustifolii* Tüxen 1950 (*Mitt. Florist.-Soziol. Arbeitsgem. N.F.* 2: 165) から *Chamerietalia* (または *Chamerietalia*) *angustifolii* に変更。

Scirpo-Phragmitetum Koch 1926 (*Jahrb. St. Gall. Naturwiss. Ges.* 61/2: 20, offprint, '*Scirpeto-Phragmitetum*') から *Schoenoplecto-Phragmitetum* に変更。 *Caricion canescenti-goodenowii* Nordhagen 1937 (*Bergen. Mus. Årbok*, 1936, *Naturvidensk. R.*, 7: 22) から '*Caricion canescenti-fuscae*' (例えば Tüxen 1937, *Mitt. Florist.-Soziol. Arbeitsgem. Niedersachsen* 3: 62) または '*Caricion curto-nigrae*' (Westhoff & den Held 1969, *Plantengemeenschappen in Nederland*, Zutphen, p. 198) に変更。

亜群集形容語は、単にそれが非合法的な群集名との組み合わせで発表されたという理由のために非合法的にはならない。その形容語およびその新組み合わせがその他の面で規則に適合している場合、それは先取権の事例として考慮されなければならない (しかしながら第4条 a 参照)。

例：名称 *Dentario enneaphylli-Fagetum impatientetosum* (Hartmann et Jahn 1967) Moravec 1974 における亜群集形容語は非合法的でなく、それが最初に非合法的な群集名 '*Dentario enneaphylli-Abieti-Fagetum*' Hartmann et Jahn

1967 (*Waldgesellschaften des mitteleuropäischen Gebirgsraumes...*, Stuttgart, p. 408 ‘*Dentario enneaphyllidis (Abieti)-Fagetum*’) と共に発表されたという理由から棄却されてはならない。

第31条

群落分類群の名称は、それが後続ホモニムである場合、すなわち、それが別のタイプに基づく（ゆえに別の著者名をもつ）群落分類群に対して以前に正当に発表された名称と正確に同じ綴りである場合、非合法であり、棄却されなければならない。群落分類群の後続ホモニムは、その先行ホモニム *earlier homonym* が非合法的である場合、その先行ホモニムが群落分類学上の理由からシノニムに降格されている場合、あるいはその先行ホモニムが同じ分類群ではなくホモニムである分類群の名称に由来している場合でも非合法であり、棄却されなければならない。

注1: 正確に一致した形式をもつ群落分類群名も、それらがもとの発表者または古い名称の発表者に関する出典引用を伴わずに後に発表される場合、ホモニムであるとみなされる（しかしながら勧告46J参照）。

注2: もとの発表において種形容語を示すことなく発表されたため、同一に見える群落分類群の名称は、それらが異なる分類群に基づいていることがそれらの原記載から明確である場合、ホモニムではない。それらの群落分類群名は、違いがわかるように種形容語（または種内分類群形容語）を追加することによって完成されなければならない。

例: 1. 名称 *Caricetum davallianae* Dutoit 1924 (*Les associations végétales des Sous-Alpes de Vevey*, Lausanne, p. 24), *Caricetum davallianae* Kulczyński 1928 (*Bull. Int. Acad. Pol. Sci. Lettres, Cl. Sci. Math. Nat. B.* 1927: 162) および *Caricetum davallianae* Klečka 1930 (*Sbor. Vých. Úst. Zeměd. R.ČS* 52: 87) は、Kulczyński (1928) および Klečka (1930) が Dutoit (1924) に言及していないのでホモニムである。

Kulczyński (1928) および Klečka (1930) における名称は、後続ホモニムとして棄却されなければならない。

2. 名称 *Cardamino-Montion* Br.-Bl. 1926 (*Arvernia* 2: 41) および *Cardamino-Montion* Br.-Bl. 1926 in Westhoff, Dijk & Passchier (1946, *Overzicht der plantengemeenschappen in Nederland*, 2nd ed., Amsterdam, p. 58) は、その名称の古い発表者に関する出典引用がその著者名によって与えられているのでホモニムではない。

第32条

異なった命名法上のタイプに基づく、群落分類群の異なる名称は、次の場合にはホモニムとして扱われる。

a. それらが正字法上の変形である場合。本規則の意味における正字法上の変形は、第41条に従って訂正される名称のように、その名称の原形と異なっている名称である。

例: 名称 ‘*association à Carpinus betulus*’ Issler 1926 (*Les associations végétales des Vosges méridionales...*, Colmar, p. 170) および *Carpinetum* Klika 1928 (*Bull. Int. Acad. Tchèque Sci., Cl. Math.-Nat.-Med.* 29 (1928): 24) はホモニムとして扱われる。

b. それらが命名法上のシノニムである（同一のタイプをもつ）分類群名からつくられている場合。

例: 名称 ‘*association à Hypnum cupressiforme*’ Hilitzer 1925 (*Publ. Fac. Sci. Univ. Charles Prague* 41: 180) および *Drepanietum filiformis* Ochsner 1928 (*Jahrb. St. Gall. Naturwiss. Ges.* 63/2: 85) はホモニムとして扱われる。

c. ある名称が種形容語のみからつくられ、別の名称が二命名法による種名からつくられている場合（第14条段落2参照）。

例: 名称 ‘*association à Isotheicum myurum*’ Hilitzer

1925' (*Publ. Fac. Sci. Univ. Charles Prague* 41: 185) および 'Myuretum' Waldheim 1944 (*K. Sven. Vetensk. Akad. Avhandl. Naturskyddär.* 4: 126) はホモニムとして扱われる。

d. それらが分類群名の順序のみ異なる重複名 double name である場合。

第33条

ホモニム (第31条および第32条参照) が2つまたはそれ以上の群落分類群に対して同時に発表された場合 (同齡のホモニム) には、これらの名称の1つを最初に採用し、その他の名称を棄却する発表者、あるいはその他のホモニムに対して別の名称を導入する最初の発表者に従わなければならない。

第34条

a. 名称は、それが地理的、生態的あるいは形態的特徴を示すがその名称の語根となる分類群の種形容語に由来しない形容語を主格形で含んでいる場合、非合法的であり、棄却されなければならない。

例：名称 *Fagetum sudeticum* Preis 1938 (*Natur. Heimat* 9: 109), *Caricetum goodenowii montanum et collinum* Kästner et Flößner 1933 (*Pflanzengesellschaften des Erzgebirges*, Moore, Dresden, p. 22), *Vaccinietum myrtilli subalpinum* Sillinger 1933 (*Monogr. Stud. Veg. Níz. Tater*, Praha, p. 271), *Asplenietea rupestris* Br.-Bl. in Meier et Braun-Blanquet 1934 (*Prodrome des groupements végétaux* 2, Montpellier, p. 1, 'Asplenietales rupestres') は非合法的であり、棄却されなければならない。一方、名称 *Ricciatum rhenanae* Knapp et Stoffers 1962 (*Ber. Oberhess. Ges. Natur Heilkunde Gießen, N.F., Naturwiss. Abt.*, 32: 119) は、*Riccia rhenana* Lorb. からつくられており、その形容語が属格形であるので認められる。

b. *Eu-* を伴う複合名は、それらが主要階級の群落分類

群に対してつくられた場合、非合法的であり、棄却されなければならない。

例：名称 *Eu-Fagion Klika* in Klika et Novák 1941 (*Praktikum Rostl. Sociol. Půdoznal. Klimatol. Ekol.*, Praha, p. 67) は、それがもとの発表において群団に対して使用されているので非合法的である。

c. 3つ以上の分類群名をもとにつくられていることから (2つ以上の分類群名からつくられる亜群集形容語) 第10条および第13条に適合しない形式をもつ名称は、非合法的であり、棄却されなければならない。

注：種形容語と種内分類群の形容語の両方を含む名称は棄却されてはならないが、(第10条に従って) 訂正され、種内分類群の形容語のみが使用されるべきである。

第35条

上位群落分類群の原記載において、その上位群落分類群に属する2つの次位主要階級の群落分類群の名称それぞれに限定して使用されている分類群をむすびつけてつくられる名称は、重複名と呼ばれる。群落分類群の重複名は、その上位群落分類群の分割がその従属群落分類群を分離する場合、保持されない。

例：クラス *Molinio-Arrhenatheretea* Tüxen 1937 (*Mitt. Florist.-Soziol. Arbeitsgem. Niedersachsen* 3: 73, 'Molinieta-Arrhenatheretales') は、その原記載において2つのオーダー *Molinietalia* Koch 1926 および *Arrhenatheretalia* Pawłowski 1928 を含んでいる。*Molinietalia* が *Arrhenatheretalia* のクラスとは異なるクラスにおかれたのでこのクラスは分割されるべきであり、その重複名 *Molinio-Arrhenatheretea* は、結果として生じるクラスのどの部分に対しても保持されえない。

第36条

名称は、過去の誤解釈、さまざまな改訂あるいはその他の理由の結果として、それがそのタイプから逸脱する誤った意味においてしばしば使用されている場合で、最

初の正しい意味の再紹介が継続的な誤りの原因となっている場合には、棄却されなければならない (*nomen ambiguum*).

不明確名についての判断は必然的に主観的なものとなるので、この条項に基づく名称の棄却は、命名法委員会による棄却不明確名 *nomina ambigua rejicienda* の発表を通じて規定される。

これらの名称が発表されるまでは、その提案された棄却は暫定的なものである (*nomen ambiguum rejiciendum propositum*, 'nom. amb. rejic. propos.'). 認められた不明確名のみならず却下された不明確名も附録 III に含まれる予定である。

勧告 36A

命名法委員会の、棄却不明確名に関する決定を容易にし、促進するために、発表者は、その提案のコピーを棄却理由書と共に特別委員会へ送付することを要請されている (指示に関しては附録 II 参照)。

第 37 条

群集または亜群集の名称は、そのタイプとなる植生調査資料が不完全あるいは複雑であるため、現在区別されている群集または亜群集の 1 つに割り当てることができそうにない場合には、棄却されうる (疑問名 *nomen dubium*) (また第 16 条参照)。

第 38 条

群集よりも上位の階級の群落分類群名は、それをタイプ指定している次位階級の群落分類群の名称が疑問名であるとみなされる場合、疑問名として棄却されなければならない。

第 39 条

a. 名称が棄却される場合、規則に適合した同一階級における次に古い名称が採用されなければならない。そのような名称のどれもが使用できない場合、新しい名称がつけられなければならない。第 29 条段落 b および/または第 31 条、第 34 条または第 36 条によって棄却された名称に対して代理 (新名) として明確に発表される新

しい名称は、その棄却された名称のタイプによってタイプ指定される。先取権に関する問題については、その新名の正当発表の日付が決定的である。もとの著者名は、その新名の著者名の前に括弧に入れて挿入されなければならない。

例: 名称 *Fagetum sudeticum* Preis 1938 は、第 34 条に従って棄却されなければならない。規則に適合したこの群集に対する次に古い名称は、*Dentario enneaphylli-Fagetum* Oberd. ex W. et A. Matuszkiewicz 1960 (*Acta Soc. Bot. Pol.* 29: 523 '*Dentario enneaphyllidis-Fagetum* Oberdorfer 1947' (*errore, recte* 1957) である。名称 '*Dentario enneaphyllidis-Fagetum*' は Oberdorfer によって正当に発表されていなかったが (第 3 条 a 参照), W. et A. Matuszkiewicz (l. c.) によって正当化された。

b. 2002 年 1 月 1 日以降、置き換えられる名称は、その出典引用と共に完全な著者名を伴って明確に引用されなければならない。名称がタイプ指定される場合、そのタイプ指定の発表に関する明確な出典引用が与えられなければならない。

c. 疑問名 (第 37 条、第 38 条) に対する代理として新しい名称が発表される場合、それは新しいタイプに基づいていなければならない。その名称は新名ではなく、新群落分類群の名称であることを示す。

勧告 39A

第 29 条段落 2, 第 31 条, 第 34 条または第 36 条によって棄却された名称に対する新名の発表は、その名称の発表者がまだ生存しているにもかかわらずその旨を事前に本人に通知せず、本人に新名を発表する機会を与えずに行われるべきではない。

第 8 章 名称の訂正

第 40 条

a. 名称の原形 (定義 V 参照) は、第 41 条から第 45 条

に従って行われなければならない訂正, または印刷上の誤りの訂正でない限り保持されるべきである。

注: この規定は, 勸告 10c に従って種形容語を加えることを妨げるものではない。

b. 名称が訂正される場合, そのタイプおよび著者名は常に変更されない (第 48 条参照)。先取権に関する問題については, 第 43 条または第 45 条に従って行われた訂正が正当に発表された群落分類群名の後続ホモニムをつくる場合を除き, 訂正された名称の日付はその原名の日付である。

第 41 条

正字法上の訂正: 群落分類群の名称は, 次の場合には訂正されなければならない。

a. その名称に含まれている分類群名が正字法的に不正確である場合。

例: 名称 *Festucion vallesiacaе* Klika 1931 (*Beih. Bot. Centralbl.* 47/2: 376) は, *Festucion valesiacaе* Klika 1931 に訂正されなければならない。

b. その名称が, 第 10 条および第 11 条に示されている群落分類群の名称の形成に関する正字法上の規則に適合しない場合 (しかしながら第 3 条 e および第 3 条 h 参照) (語幹または属格形の誤り, 結合母音の誤りまたは欠如, 結合母音の代わりの *-eto-*, 亜群団に対する語尾 *-ion*, クラスに対する語尾 *-etales* または *-inea* など)。

注: 群集名が 2 つの不変的な植物名からつくられる場合 (第 14 条参照), 第 10 条 b が考慮されなければならない。

例: 例えば次の訂正は必要である。association à *Carex buxbaumii* Issler 1932 (*Les Prairies non Fumées...*, Colmar, p. 14) から *Caricetum buxbaumii* Issler 1932. *Sparganium angustifolium-Sphagnum*

obesum-Ass. Tüxen 1937 (*Mitt. Flor.-soz. Arb.-Gem. Niedersachsen*, 3: 43) から *Sparganio angustifolii-Sphagnetum obesi* Tüxen 1937. *Ericetum tetralicis* Subass. v. *Succisa pratensis* Tüxen 1937 (l. c., p. 112) から *Ericetum tetralicis succisetosum pratensis* Tüxen 1937. *Seslerieto-Semperviretum* Beger 1922 (*Jahresber. Naturforsch. Ges. Graubündens*, 1921-1922: 112, offprint) から *Seslerio-Caricetum sempervirentis* Beger 1922. *Personato-Petasitetum* Oberdorfer 1957 (*Süddeutsche Pflanzenges.*, Jena, p. 201) から *Carduo personatae-Petasitetum* Oberdorfer 1957. *Rhodoreto-Vaccinietum mugetosum* Br.-Bl. in Braun-Blanquet, Sissingh et Vlieger 1939 (*Prodr.* 6, p. 40) から *Rhododendro-Vaccinietum pinetosum mugo* Br.-Bl. in Braun-Blanquet, Sissingh et Vlieger 1939. *Carpinetion* Issler 1931 (*Bull. Soc. Bot. France*, 72 (1926), *Sess. Extraord.*, p. 83) から *Carpinion* Issler 1931. *Molinieto-Arrhenatheretales* Tüxen 1937 (l. c., p. 73) から *Molinio-Arrhenatheretea* Tüxen 1937. *Convolvuletalia sepii* Tüxen 1950 (*Mitt. Flor.-soz. Arb.-Gem.*, N.F. 2: 160) から *Convolvuletalia sepium* Tüxen 1950.

c. その名称の 1 部が括弧の中に入れられている場合, その括弧は除かれなければならない。

例: 名称 '*Deschampsio Brometum (racemosi)*' Oberdorfer 1957 (*Süddeutsche Pflanzengesellschaften*, Jena, p. 191) は, *Deschampsio-Brometum racemosi* Oberdorfer 1957 に訂正されなければならない。

d. *Rudereto-* は, 正字法上 *Ruderali-* に訂正されなければならない。

第 42 条

逆転名 *nomen inversum*: 原記載 (またはすくなくとも命名法上のタイプ) によって, その群落分類群の名称が第 10 条 b に適合してつくられていないことが示される場合, その名称の逆転に関する提案が命名法委員会に

対してなされうる。そのような提案がなされた場合、命名法委員会がそれを確認し、それを認めるかあるいは棄却するまでは、その逆転は暫定的なものである (*nomen inversum propositum*-*nom. invers. propos.*)。決定された逆転名および棄却された逆転名は発表され、本規約の附録 IV に含まれる予定である。逆転された名称の発表により、その適用は義務的なものとなる。

勧告 42A

命名法委員会の逆転名に関する決定を容易にし、促進するために、発表者は、その提案のコピーを特別委員会へ送付することを要請されている (指示に関しては附録 II 参照)。

第 43 条

分類学上の誤りによって生じる訂正：群落分類群の名称は、それが名称の語根となる分類群の誤同定に基づいていることが示される場合、訂正されなければならない。この条項の意味における誤同定は、群落分類群の名称の発表者が誤った分類群名を使用した場合にも生ずる。なぜならば、この名称がその同定のための文献において誤った意味で (すなわちその分類群名の命名法上のタイプに適合しないで) 用いられているからである。分類学上の誤りによって生じる訂正は、広義の種の名称が狭義の種の名称によって置き換えられている場合にも生ずる。訂正された名称の著者名は第 48 条に従う。

2002 年 1 月 1 日以降、新しい訂正は、その著者名へ '*nom. corr. hor loco*' を加えることによって表されなければならない。その原名称の正当発表に関する明確な典引用を伴わなければならない。

そのような訂正は、それが古く正当に発表された名称の後続ホモニムをつくる場合には差し止められる。そのような群落分類群に対しては、本規約に適合した同一階級における次に古い名称が訂正される名称と置き換わるように採用されなければならない。そのような名称が利用できない場合、新しい名称 (新名、第 39 条参照) が規則に従ってつくられなければならない。

例：1. 名称 '*Medicagini marinae-Stachyetum*

spinosae' Géhu, Costa, Biondi, Géhu-Franck et Arnold 1988 (*Ecol. Médit.* 13: 99) は、その名称が *Centaurea spinosa* に基づいており *Stachys spinosa* に基づいていないので、*Medicagini marinae-Centaureetum spinosae* に訂正されなければならない (Géhu 1992, *Doc. Phytosociol.* N.S. 13: 30)。訂正される名称 (第 29 条) の代わりとして新しい名称 '*Timbro capitati-Centaureetum spinosae*' Géhu 1992 (l. c., p. 31) をつくること、あるいは新しい命名法上のタイプを選択すること (第 18 条) は認められない。

2. Rübel (1911, *Bot. Jahrb. Syst.* 47: 181) は、群集 '*Festucetum variae*' (名称の原形: '*Varietum*') を記載している。この場合、Bernina 地方で得られたその原記載に存在する *F. varia* の広義の種は、*F. varia* ではなく *F. scabriculumis* (Hackel) K. Richter である。それゆえ、名称 *Festucetum variae* Rübel 1911 は、*Festucetum scabriculumis* Rübel 1911 corr. Theurillat 1989 (*Saussurea* 20:74) に訂正されている。

3. Rivas-Martínez (1970, *An. Inst. Bot. Cavanilles* 27: 151) は、*Cytisus purgans* を伴う群集 *Cytisogenistetum cinerascens* を記載している。後に、*Cytisus purgans* (L.) Boiss. ではなく *Cytisus oromediterraneus* Rivas-Martínez, Díaz, Fernández Prieto, Loidi et Penas を扱っていることが示された。それゆえ、Rivas-Martínez と Canto (1987, *Lazaroa* 7: 241) は、上記の群集名を '*Genisto cinerascens-Cytisetum oromediterranei*' に訂正した。しかしそれは非合法的な逆転を伴っていた。訂正された名称は、*Cytisogenistetum cinerascens* Rivas-Martínez 1970 corr. Rivas-Martínez et Canto 1987 と引用されなければならない。

4. *Sesleria caerulea* (L.) Ard. を名称の語根となる分類群として含む群落分類群の多くは、*S. albicans* Kit. によって訂正される。例えば、名称 *Seslerion caeruleae* Br.-Bl. in Braun-Blanquet et Jenny 1926 は、*Seslerion albicans* Br.-Bl. in Braun-Blanquet et Jenny 1926 corr. Oberdorfer 1983 (*Pflanzensoziologische Exkursionsflora*, 5th ed., Stuttgart, p. 42) に訂正されている。この訂正は、石灰岩地の生育場所における分類

群に対しては *S. albicans* が正名であり、*S. caerulea* のバシオニム (*Cynosurus caeruleus* L.) が石灰岩地に生育場所をもつ分類群ではなく、湿った地に生育場所をもつ分類群に関連しているという想定に基づいている。しかし、名称 *Cynosurus caeruleus* L. のレクトタイプ指定は石灰岩地の分類群の意味で行われており (Rauschert, *Feddes Repert.* 79: 412, 1969), *S. caerulea* に基づく群落分類群の名称の訂正の必要はない。

勧告 43A

広義でなく、より狭義の種名を使用した群落分類群の名称の訂正に関して、発表者は、その該当する分類群に特定の分類学的地位が与えられていることを、現在のいくつかのフロラの文献によって確認すること、すなわち、その分類群が異なる階級として扱われていないこと、また単に認められていないことを確認することが要請されている。異なるフロラの文献によって扱いが様々である場合、発表者は訂正をしないように要請されている。

第 44 条

分類群名のホモニムによって生じる訂正：群落分類群の名称は、それが後続ホモニムとして棄却されている分類群名からつくられている場合には、訂正されなければならない。訂正においては、その同一分類群のホモニムでない名称が使用されなければならない。ホモニムでない分類群名がいくつか使用できる場合、最初の選択が継承されなければならない。

そのようなホモニムでない分類群名に、他の全ての規則に適合した群落分類群名をつくることができないものしかない場合、その群落分類群に対して、別の分類群からつくられる新名が設立されなければならない (第 39 条参照)。訂正された名称の著者名は第 48 条に従う。

例：1. 名称 *Isoëto setacei-Peplidetum hispidulae* Br.-Bl. 1936 (*Bull. Soc. Etud. Sci. Nat. Nimes* 47 (1930-1935): 17, offprint, 'ass. à *Isoëtes setaceum* et *Peplis hispidula*') は、名称 *Isoëtes setaceum* Lam. の後続ホモニムとして棄却されている種名 *Isoëtes setaceum* Bosc ex Delile からつくられている。その種

に対しては名称 *Isoëtes delilei* Rothm. のみが利用されているため、その群落分類群は、*Isoëtes setacea* Bosc ex Delile および *I. setaceum* Lam. が同一の種として扱われている場合でさえも、正確には *Isoëto delilei-Peplidetum hispidulae* Br.-Bl. 1936 *nom. corr.* と呼ばなければならない。

2. 名称 *Androsacion multiflorae* Br.-Bl. in Braun-Branquet et Jenny 1926 (*Denkschr. Schweiz. Naturf. Ges.* 63: 190) および *Androsacetalia multiflorae* Br.-Bl. in Meier et Braun-Blanquet 1934 (*Prodrome des groupements végétaux* 2, Montpellier, p. 33) は、名称 *Androsace multiflora* Lam. の後続ホモニムとして棄却されている分類群名 *Androsace multiflora* Moretti 1822 からつくられている。それゆえ、その群落分類群名は訂正されなければならない。Braun-Blanquet (1948, *Végétation alpine des Pyrénées Orientales*, Barcelona, p. 35) は、上記の群落分類群名に対して、*Androsace vandellii* (Turra) Chiov. 1919 を使用して最初にその名称を訂正した。この訂正は継承されなければならない。名称 *Androsacion vandellii* Br.-Bl. in Braun-Blanquet et Jenny 1926 *nom. corr.* および *Androsacetalia vandellii* Br.-Bl. in Meier et Braun-Blanquet 1934 *nom. corr.* がそれぞれ上記の群落分類群に対して使用されなければならない。

第 45 条

変更名 *nomen mutatum*: 最近 20 年間の重要な分類学の文献およびフロラの文献において使用されていない分類群名、あるいは単にシノニムとして引用されている分類群名からつくられている群落分類群名に対して、その名称を、現在の分類群の学名に適合させることを、そのための理由と共に命名法委員会に対して提案することができる。訂正された名称 (変更名) は、そのもとの著者名を保持する。変更名の発表は、命名法委員会がその採用または棄却を発表するまでは暫定的である (*nomen mutatum propositum*, 'nom. mut. propos.'). 採用された変更名は、棄却された変更名とともに、本規約の附録 V に掲載される予定である。

訂正は、それが古く正当に発表された名称の後続ホモ

ニムをつくる場合には差し止められる。そのような場合、その群落分類群に対して、本規約に適合した次に古い名称が訂正される名称と置き換わるように採用されなければならない。そのような名称が使用できない場合、新しい名称(新名、第39条参照)が規則に従ってつくられなければならない。

勧告 45A

命名法委員会の変更名に関する決定を容易にし、促進するために、発表者は、その理由の概要を述べた提案のコピーを特別委員会へ送付することを要請されている(指示に関しては附録II参照)。

第9章 著者名

第46条

群落分類群名の指定を正確かつ完全にするため、その名称を最初に正当に発表した発表者または正当化した発表者の名前がその正当発表または正当化の年と共に示されなければならない(定義XII参照)。特別の場合には、著者名は第48条から第51条に従って完全化されなければならない。

勧告 46A

あらゆる発表において、各群落分類群の名称は少なくとも一度は著者名を伴うべきである。

勧告 46B

著者名における発表者の名前は、それが不明確にならないければ略記された形式で与えられてよい。同じ名前の発表者を区別するため、最初の発表者はその名 first name を省いて示され、後の発表者はその名と共に示される。

例: 名前 'Braun-Blanquet' (省略形 'Br.-Bl.') および 'Tüxen' (省略形 'Tx.') は、それぞれ 'Josias Braun-Blanquet' および 'Reinhold Tüxen' のために示される。名前 'G. Braun-Blanquet' および 'J. Tüxen' は、それぞれ Gabrielle Braun-Blanquet および Jes Tüxen を示

す。

勧告 46C

十分な原記載をもつ群落分類群の名称が、ある発表者によって別の発表者の業績中で正当に発表される場合、文献上の理由から、単に発表の場所を与えた発表者の名前は、その名称をつくり原記載を提供した発表者の名前の後およびその発表の年の前に 'in' という語と共に示されるべきである。

例: *Preslietum cervinae* Br. -Bl. in Moor 1937 (*Prodrome des groupements végétaux* 4, Leiden, p. 23), *Alyso-Sedion* Oberdorfer et Th. Müller in Th. Müller 1961 (*Beitr. Naturk. Forsch. SW-Deutschl.* 20: 116).

勧告 46D

群落分類群の名称がある発表者によって発表されたけれども、十分な原記載が欠如していること(第2条、裸名)、その原記載において名称の語根となる分類群が欠如していること(第3条f)あるいは単にシノニムとして発表されていること(第3条a)から正当に発表されていない場合、それは後に別の発表者によって正当化され、最初の発表者のもとに帰される(第6条)。正当化は、その名称の語根となる分類群を含む十分な原記載を伴った群落分類群名の正当発表、有効に発表された原記載に関する明確な出典引用を伴った群落分類群名の正当発表、あるいはその群落分類群名が(シノニムのリストのみにおいてではなく)正式名として発表されることによって有効となる。そのような場合、正当化する発表者の名前がその著者名に使用される正しい名前となる。しかし、正当化する発表者によってその群落分類群名が帰される最初の発表者の名前は、その正当化する発表者の名前の前に 'ex' という語と共に(その年号はなしで)示されるべきである。

例: 名称 *Trisetum-Polygonum bistortae* Br.-Bl. et Tüxen 1943 (*Comm. Stat. Int. Géobot. Médit. Alp.* 84: 8) は裸名として発表された。Marshall (1947, *Die Goldhaferwiesen der Schweiz*, Bern) は、彼自身がつ

くった原記載 (標徴種— l. c., p. 119) と, その次位群集の正当に発表された名称に関する文献の出典引用 (*Trisetetum flavescens* Beger 1922 — l. c., p. 105-106) とによってその名称を正当化した. *Trisetetum-Polygonion bistortae* Marschall 1947 ではなく, 名称 *Trisetetum-Polygonion bistortae* Br.-Bl. et Tüxen ex Marschall 1947 と引用することが勧告される.

勧告 46E

裸名が引用される場合 (すなわち十分な原記載あるいはそれに関する出典引用がない, 第2条 b 参照), 略号 ‘*nom. nud.*’ が加えられるべきである.

有効に発表されていない名称が引用される場合 (すなわち第1条に適合していない), 略号 ‘*nom. ined.*’ (*nomen ineditum*) が加えられるべきである.

勧告 46F

略号 ‘*pro syn.*’ (*pro synonymo*) は, 単にシノニムとして発表された名称が与えられる場合に使用されるべきである.

勧告 46G

亜群集の位置変更 (第26条参照) に関する最初の有効発表においては, そのもとの組み合わせの命名法上のタイプが保持されるならば, 括弧に入れられたもとの著者名に新著者名が続き, 略号 ‘*comb. nov.*’ (*combinatio nova*) が付け加えられるべきである (第50条参照).

勧告 46H

群落分類群の階級変更に関する最初の有効発表 (第27条および第28条参照) は, その新階級における群落分類群名の著者名の後に加えられる略号 ‘*stat. nov.*’ (新階級 *status novus*) によって示されるべきである (第51条参照).

勧告 46I

後続ホモニム (第31条, 第32条参照) がシノニムとして引用される場合には, それは ‘*non*’ あるいは ‘*nec*’ という語, そしてその著者名を伴う先行ホモニムに続け

られるべきである.

勧告 46J

偽名 (すなわち, もとの著者名またはそれに関する出典引用を伴って用いられているが後の発表者によって誤解釈された群落分類群名, 定義 X 参照) は, シノニムのリストに含まれるべきではなく, 別にして示されるべきである. 名称の誤解釈は, その名称のもとの著者名ではなく, ‘*sensu*’ という語に続く誤解釈した発表者 (日付と共に) の引用によって示されるべきである. もとの著者名には ‘*non*’ という語を付けるべきである. 多くの発表者によって誤解釈が生じる場合, 略号 ‘*auct. non*’ (*auctorum non*) が誤解釈した発表者の名前の代わりに与えられるべきである.

偽名に代わる名称の正当発表は, 第2条から第9条に適合しなければならない. そのような名称は, 第39条段落1の意味における新名ではなく, 新群落分類群に対する名称である.

例: オーストリアの発表者は, Rübél によって Graubünden から発表された群落分類群以外の別の群落分類群に対して名称 *Festucetum variae* Rübél を適用している. それゆえ, *Festucetum variae* auct. non Rübél 1911 は, *Pulsatillo albae-Festucetum variae* Theurillat 1989 (*Saussurea* 20: 74) という新しい名称で正当に発表された群落分類群の偽名を意味する.

第47条

群落分類群の正名が変更されない場合に, 命名法上のタイプが排除されることなく群落分類群の範囲が変更される際には, その記載的特徴 (標徴種および/または識別種) が変更または拡張される際と同様に, そのもとの著者名は変更されない.

第48条

a. 印刷間違いの訂正または正字法上の訂正 (第41条), およびホモニムに基づく訂正 (第44条) においては, 訂正した発表者の名前およびその訂正の年は与えられない.

b. 逆転による訂正においては(第42条), 略号 '*nom. invers.*' (逆転名 *nomen inversum*) がその著者名の後におかれる。

c. 分類学上の誤りに基づく訂正においては(第43条), 訂正した発表者の名前とその訂正の有効発表の年がもとの著者名の後におかれ, 略号 '*corr.*' (*correxit*) が前置される。

d. 分類群名のホモニムに基づく訂正(第44条)においては, 略号 '*nom. corr.*' がもとの著者名に加えられる。

e. 第45条に従った名称の訂正においては, 略号 '*nom. mut.*' (変更名 *nomen mutatum*) がその著者名に加えられる。

第49条

明らかに代わりとして発表される名称(新名—第39条段落1参照)においては, そのもとの著者名が新しい名称の著者名の前に括弧に入れて挿入されなければならない。

第50条

亜群集の位置変更においては(第26条), そのもとの組み合わせの著者名が, その新組み合わせの著者名の前に括弧に入れて挿入されなければならない。位置変更が繰り返された場合, その最も古い組み合わせの著者名のみが括弧に入れて示されなければならない。

第51条

階級変更においては(第27条), そのもとの著者名は, その新階級における名称の著者名の前に括弧に入れて挿入されなければならない。

勧告 51A

階級をもたない群落分類群の名称(第3条c)または原則II(第3条d)に示されている階級に一致しない階級をもった群落分類群の名称が, 後の発表者によって規則に従う階級を与えられることによって正当化される場

合, その正当化した発表者の前に, '*ex*' を伴ってその原記載の発表者を(年号を除いて)示すことが勧告される(また勧告46D参照)。

第10章 保存名

第52条

一般に広く使用され, 正当に発表された群落分類群名が, 規則の厳格な適用によって不適切に変更されることを避けるため, 命名法上のタイプに基づいて適用されているいくつかの名称は, 特別の判断基準に従った例外として確立される。これらの名称は, 保存名として保護される(原則IVの規則を参照)。この規則は, よく知られ長期間認められてきたクラスおよびオーダーの名称に対して特別に適用される。採用された保存名は, 棄却された保存名と共に, 本規約の附録VIに掲載される予定である。

勧告 52A

命名法委員会の, 群落分類群名の保存の有用性に関する決定を容易にし, 促進するために, 発表者は, 保存に関する提案のコピーを特別委員会へ送付することを要請されている(指示に関しては附録II参照)。

第IV部 規約の修正に関する規定

本規約の補足および変更に関する提案は, その採択を決定する命名法委員会に提出されなければならない。

附録I 群落分類群名の正しい形成のための手引き

次のリストは, 重要な属名および種小名の語幹, 属格形および結合母音を次の順序で含んでいる:

- (a) 不変更語
- (b) 群落分類群の階級または結合母音を示す語尾が添加される語幹
- (c) 属格, 形容語が必要な場合の知識
- (d) 語幹に添加される結合母音

名称は末尾の文字に従って分類されている(太字で印

刷されている). a, e, o または u で終わる語幹については, その末尾の母音 (表においては括弧に入れられている) は常に省略される [*Festuc(a) - Festuc-ion*]. その語幹における末尾の母音 *i, ia* および *io* は, 語尾 *-ion* の前のみにおいて省略される [*Molini (a) - Molin-ion*]. 詳細については Rauschert (1963, *Mitt. Florist. -Soziol. Arbeitsgem. N. F. 10: 232-249*) を参照せよ. *ä* のような記号は短母音を示し, *ā* のような記号は長母音を示す.

a

1 (a) *-ä*, (b) *-(a)-*, (c) *-ae*, (d) *-o*

(a) *Festuca*, (b) *Festuc(a)-*, (c) *Festucae*, (d) *Festuco*
女性属名と種小名.

2 (a) *-mä*, (b) *-mät-*, (c) *-mätis*, (d) *-o*

(a) *Alisma*, (b) *Alismat-*, (c) *Alismatis*, (d) *Alismato*
-ma で終わる中性の属名 :

Asyneuma, *Corema*, *Onosma*, *Phyteuma*

および次の語との複合名 :

-chroma, *-derma*, *-lemma*, *-nema*, *-phryma*, *-sperma*,
-stelma, *-stema*, *-stemma*, *-stigma*, *-stoma*, *-trema* など.

[ただし, *Caralluma*, *Glechoma*, *Psamma*, *Retama* や,
-coma, *-gramma*, *-osma* (*Onosma* を除く), *-toma* との
複合名, および *-ma*, *-chroma*, *-derma* などとの形容詞
的種小名 (*polychroma*, *holostoma*, *microsperma*) は,
番号 1 に属する].

b

3 (a) *-b*, (b) *-b-*, (c) *-b*, (d) *-o*

(a) *mahaleb*, (b) *mahaleb-*, (c) *mahaleb*, (d) *mahalebo*

c

4 (a) *-c*, (b) *-c-*, (c) *-c*, (d) *-o*

(a) *Nostoc*, (b) *Nostoc-*, (c) *Nostoc*, (d) *Nostoco*

e

5 (a) *-ē*, (b) *-(a)-*, (c) *-ēs*, (d) *-o*

(a) *Silene*, (b) *Silen(a)-*, (c) *Silenes*, (d) *Sileno*
ギリシア語起源の女性属名および種小名

Aloë, *Alsine*, *Andrachne*, *Androsace*, *Anemone*,
Asphodeline, *Atragene*, *Callitriche*, *Calycotome*,
Cardamine, *Cassiope*, *Catananche*, *Cerinth*,
Chamaedaphne, *Chamaepeuce*, *Cistanche*, *Cleome*,
Colobachne, *Crambe*, *Danaë*, *Daphne*, *Diplachne*,
Elatine, *Eriosynaphe*, *Halimione*, *Helxine*,
Hierochloë, *Hippochaete*, *Hippophaë*, *Homogyne*,
Hydrocotyle, *Jasione*, *Leontice*, *Malope*, *Neottianthe*,
Obione, *Oenanthe*, *Orobanche*, *Phryne*, *Phyllodoce*,
Pleurochaete, *Pleurogyne*, *Schizachne*, *Statice*, *Teline*,
Tetracme, *Triplachne* など ; *-alsine*, *andrachne*,
aparine, *argemone*, *chamaejasme*, *chamasyce*,
cynocrambe, *elatine*, *helleborine*, *pneumonanth*,
peuce, *stoebe*.

6 (a) *-e*, (b) *-i-*, (c) *-is*, (d) *-i*

(a) *Sécale*, (b) *Secali-*, (c) *Sécalis*, (d) *Sécali*

このほか, 真のラテン語の形容詞的種小名 : 番号 34 および番号 58 の中性形 (*acre*, *arvense* など).

7 (a) *-e*, (b) *-(e)-*, (c) *-e*, (d) *-o*

(a) *Cakile*, (b) *Cakil(e)-*, (c) *Cakile*, (d) *Cakilo*

語尾変化しない名 : *Cakile*, *-gale*.

8 (a) *-ae*, (c) *-ae*, (d) *-*

-a で終わる語の属格形 ; 種小名のみ.

clavenae, *cornucopiae*, *jankae*, *nathaliae*, *pontederiae*,
salviae, *tatrae* など.

h

9 (a) *-h*, (b) *-h-*, (c) *-h*, (d) *-o*

(a) *Ceterach*, (b) *Ceterach-*, (c) *Ceterach*, (d) *Ceteracho*

語尾変化しない名 : *Ceterach*, *-turbith*.

i

10 (a) *-i*, (b) *-i-*, (c) *-i*, (d) *-o*

(a) *Thlaspi*, (b) *Thlaspi-*, (c) *Thlaspi*, (d) *Thlaspio*

語尾変化しない名.

Alhagi, *Ammi*, *Muscari*, *Seseli*, *Thlaspi*, *-alkekengi*,

carvi, cheiri, genipi, jonthlaspi, kali.

11 (a) *-i*, (c) *-i*, (d) *-*

-us または *-um* で終わる語の属格形; 種小名のみ.

aconiti, breynei, dillenii, fleischeri, gerardii, halleri, imperati, manescavi, matthioli, myconi, oxycedri, palinuri, parnassi, prunastri, seelosii, serpentini, tabernaemontani, teucree, thapsi, tornabeni, triumfettii, valerandi, villarii など.

l

12 (a) *-l*, (b) *-l*, (c) *-lis*, (d) *-i*

(a) *exul*, (b) *exul*-, (c) *éxulis*, (d) *éxuli*

13 (a) *-l*, (b) *-l*, (c) *-l*, (d) *-o*

(a) *metel*, (b) *metel*-, (c) *metel*, (d) *metelo*

語尾変化しない名: *Gasoul*, *-metel*.

m

14 (a) *-m*, (b) *-m*-, (c) *-m*, (d) *-o*

(a) *raetam*, (b) *raetam*-, (c) *raetam*, (d) *raetamo*

15 (a) *-um*, (b) *-(o)-*, (c) *-i*, (d) *-o*

(a) *Polygonum*, (b) *Polygon(o)-*, (c) *Polygoni*, (d) *Polygono*

-um で終わる名, [番号16の種小名を除く].

16 (a) *-um*, (c) *-um*, (d) *-*

-ōrum, *-ārum*, *-ium*, *-um* で終わる属格の複数形 (種小名のみ).

-ōrum: *apricorum, carthusianorum, deorum, desertorum, dumetorum, ericetorum, lucorum, murorum, tectorum, tinctorum, verlotiorum* など.

[次の語は番号15に属する主格形である: *cneōrum*, *(in)decōrum*, *(in)odōrum*].

-ārum: *cataractarum, fossarum, officinarum, [cāmmarum* は番号15に属する];

-ium: *avium, sepium*;

[次の語は番号15に属する主格形である:

absinthium, aegyptium, brutium, chironium, cynapium, dolopium, ephippium, gnidium, helenium, hymettium, lydium, orontium, ostruthium, polium, polyceratium, pulegium, sphondylium, strumarium, struthium, tinctorium, tragium, tripolium];

-um: *bávarum, fullonum, lpponum, léporum, némorum, oreadum, segetum*;

[次の語は, 番号15に属する主格形である: *alypum, apulum, calabrum, colonum, ischaemum, thessalum, trionum, venetum*].

n

17 (a) *-ēn*, (b) *-ēn*-, (c) *-ēnis*, (d) *-o*

(a) *macrosolen*, (b) *macrosolen*-, (c) *macrosoléntis*, (d) *macrosoléno*

-lichen, *-pyren*, *-solen*, *-splen* との複合名.

18 (a) *-ěn*, (b) *-ĭn*-, (c) *-ĭnis*, (d) *-i*

(a) *Cyclamen*, (b) *Cyclamin*-, (c) *Cycláminis*, (d) *Cyclámini*

19 (a) *-n*, (b) *-n*-, (c) *-n*, (d) *-o*

(a) *behen*, (b) *behen*-, (c) *behen*, (d) *beheno*

20 (a) *-ĭn*, (b) *-ĭn*-, (c) *-ĭnis*, (d) *-o*

(a) *Triglochín*, (b) *Triglochín*-, (c) *Triglochínis*, (d) *Triglochíno*

-glochín との複合名 (*argyroglochín*, *microglochín* など).

21 (a) *-ōn*, (b) *-(o)-*, (c) *-i*, (d) *-o*

(a) *Onopordon*, (b) *Onopord(o)-*, (c) *Onopordi*, (d) *Onopordo*

ギリシア語起源ならびにギリシア語の主格語尾をもった中性形の属名および種小名.

Abutilon, Acantholimón, Acroptilon, Agropyron, Aizoon, Asterolinon, Chamaenerion, Chiodecton, Cratoneuron, Echinopsilon, Eriocaulon, Galeobdolon, Goniolimón, Helictotrichon, Lycoperdon, Myosoton,

Phagnalon, Rhizocarpon, Rhododendron など,
-aizoon, dactylon, galeobdolon, linophyllon.

また、-ōs で終わる形容詞の中性形 (男性形および女性形は番号 67 に属する)。

22 (a) -ōn (b) -ōn-, (c) -ōnis, (d) -o

(a) *Chrysopogon*, (b) *Chrysopogon-*, (c) *Chrysopogónis*,
(d) *Chrysopogóno*.

Croton, Endymion, Sison.

-chiton, -codon, -croton, -mecon, -pogon, -siphon との
複合名。

23 (a) -ōn (b) -ōn-, (c) -ōnis, (d) -o

(a) *Cotyledon*, (b) *Cotyledon-*, (c) *Cotylédonis*, (d)
Cotylédono

-geton, -geiton, -giton, -pepon, -stemon との複合名。

略記された形式 *Potam-* は語幹 *Potamogeton-* の代わりに
使用されてよい (第 10 条)。

24 (a) -ōn (b) -ont-, (c) -ontis, (d) -o

(a) *Erigeron*, (b) *Erigeront-*, (c) *Erigeróntis*, (d)
Erigerónto

-dracon, -geron, -odon との複合名。

Anomodon, Ceratodon, Cynodon, Didymodon,
Leontodon, Tetraplodon, Zygodon, -anodon,
trachyodon など。

25 (a) -on (b) -on-, (c) -on, (d) -o

(a) *martagon*, (b) *martagon-*, (c) *martagon*, (d)
maragono.

o

26 (a) -ō (b) -īn-, (c) -īnis, (d) -i

(a) *Plantago*, (b) *Plantagin-*, (c) *Plantáginis*, (d)
Plantáginis

語尾 -āgo, -īgo, -ūgo, -ēdo をもつ属名および種小名:

Borago, Erucago, Ferulago, Filago, Medicago,
Mucilago, Plumbago, Solidago, Tussilago, Ustilago,
-erucago, fabago, githago, liliago, selago, trixago;

Fuligo, Rubigo; Albugo, Asperugo, Mollugo; Uredo,
-mucedo.

[*Cotyledo* は番号 23 に属し, *unedo* は番号 27 に属する]
また, *Arundo*.

27 (a) -ō (b) -ōn-, (c) -ōnis, (d) -i

(a) *Senecio*, (b) *Senecion-*, (c) *Seneciónis*, (d) *Senecióni*
Senecio, -irio, laricio, morio, pumilio, unedo.

28 (a) -ō (b) -ōn-, (c) -ōnis, (d) -o

(a) *pepo*, (b) *pepon-*, (c) *péponis*, (d) *pépono*
melopepo, pepo.

29 (a) -ō (b) -(u)-, (c) -ūs, (d) -o

(a) *Calypso*, (b) *Calyps(u)-*, (c) *Calypsus*, (d) *Calypso*

30 (a) -o (c) -o, (d) -

語尾変化しない名:

Nelumbo, -farnetto, frainetto, mugo, negundo, perado,
pinsapo, ritro, stefco.

r

31 (a) -ar (b) -ar-, (c) -ar, (d) -o

(a) *Nuphar*, (b) *Nuphar-*, (c) *Nuphar*, (d) *Nupharo*

32 (a) -ēr (b) -ēr(o)-, (c) -ēri, (d) -o

(a) *asper*, (b) *asper(o)-*, (c) *ásperi*, (d) *áspero*
asper, gibber, tener.

-fer または -ger との複合名:

baccifer, bulbifer, prolifer; laniger, pubiger, setiger,
squamiger など。

33 (a) -ēr (b) -r(o)-, (c) -ri, (d) -o

(a) *Cotoneaster*, (b) *Cotoneastr(o)-*, (c) *Cotoneastri*, (d)
Cotoneastro

真のラテン語形容詞:

afer, ater, calaber, glaber, integer, macer, niger,
pulcher, ruber, scaber, triqueter.

また, *oleander* および -aster で終わる名 (ラテン接尾語

-astro- の男性形 : *Cotoneaster*, *cacaliaster*, *lupinaster*,
oleaster, *pinaster*, *pyraster* など。 [ただし番号36参照]。

34 (a) -ēr, (b) -ri-, (c) -ris, (d) -

(a) *alpester*, (b) *alpestri-*, (c) *alpestris*, (d) *alpestri*
acer, *alpester*, *campester*, *lacuster*, *paluster*, *rupester*,
sylvester, *terrester*.

35 (a) -ēr, (b) -ēr-, (c) -ēris, (d) -i

(a) *Acer*, (b) *Acer-*, (c) *Áceris*, (d) *Áceri*
Acer, *Cicer*, *Laser*, *Papaver*, *Siler*, *Siser*, *Tuber*, -*cicer*,
hydropiper, *pseudosuber*, *siler*, *suber*.

36 (a) -er, (b) -ēr-, (c) -ēris, (d) -o

(a) *Aster*, (b) *Aster-*, (c) *Ásteris*, (d) *Ástero*
-*aster* または -*gaster* との複合名 (*Geaster* など。 [ただ
し番号33参照])。

37 (a) -ēr, (b) -ēr-, (c) -ēris, (d) -o

(a) *dasycrater*, (b) *dasycrater-*, (c) *dasycratéris*, (d)
dasycratéro
-*crater* との複合名。

38 (a) -er, (b) -er-, (c) -er, (d) -o

(a) *Amelanchier*, (b) *Amelanchier-*, (c) *Amelanchier*, (d)
Amelanchiero

39 (a) -ör, (b) -ör-, (c) -ōris, (d) -i

(a) *minor*, (b) *minor-*, (c) *minóris*, (d) *minóri*
ラテン語の比較級 (*elatiore*, *excelsiore*, *major* など);
-*color* との複合名; 男性形の動作主名詞: *globator*,
necator など; *Mucor*。

40 (a) -ūr, (b) -ūr-, (c) -ōris, (d) -i

(a) *robur*, (b) *robor-*, (c) *róboris*, (d) *róbori*

s

41 (a) -ās, (b) -ād-, (c) -ādis, (d) -o

(a) *Najas*, (b) *Najad-*, (c) *Nájadis*, (d) *Nájado*

Asclepias, *Bunias*, *Dryas*, *Haloscias*, *Notothylas*,
Oreas, *Serapias*, -*achras*, *rhoegas*, *stoechas*.

42 (a) -ās, (b) -āt-, (c) -ātis, (d) -o

(a) *Aceras*, (b) *Acerat-*, (c) *Acerátis*, (d) *Aceráto*
-*ceras* との複合名:
Notoceras, *Octodiceras*, -*leptoceras*, *orthoceras* など。

43 (a) -ās, (b) -ant-, (c) -antis, (d) -o

(a) *gigas*, (b) *gigant-*, (c) *gigántis*, (d) *gigánto*
elephas, *gigas*.

44 (a) -ās, (b) -āri-, (c) -āris, (d) -

(a) *mas*, (b) *mari-*, (c) *maris*, (d) *mari*.

45 (a) -ās, (b) -(a)-, (c) -ae, (d) -o

(a) *cyparissias*, (b) *cyparissi(a)-*, (c) *cyparissiae*, (d)
cyparissio
Micrasterias, -*asterias*, *characias*, *paralias*.

46 (a) -as, (b) -as-, (c) -as, (d) -o

(a) *fenas*, (b) *fenas-*, (c) *fenas*, (d) *fenaso*.

47 (a) -es, (b) -, (c) -is, (d) -o

(a) *Isoetes*, (b) *Isoet-*, (c) *Isoetis*, (d) *Isoeto*
-*anthes*, -*genes*, -*ides*, -*styles* との複合名:
Achyranthes, *Aphyllanthes*, *Cheilanthes*, *Menyanthes*,
Prenanthes, *Spiranthes*, *Trochiscanthes*; *Cleistogenes*,
arctogenes; *Alyssoides*, *Buglossoides*, *Nymphoides*,
ranunculoides など; *Adenostyles*。

語尾 -*odes* をもつ名:

Omphalodes, -*atherodes*, *botryodes*, *elodes*,
gnaphalodes, *phryganodes*, *physalodes*, *sphécodes* な
ど;

Aphanes, -*erisithales*, *paralianches*, *trihomanes*。

48 (a) -ēs, (b) -(a)-, (c) -ae, (d) -o

(a) *Phragmites*, (b) *Phragmit(a)-*, (c) *Phragmitae*, (d)
Phragmito

ギリシア語男性形の語尾 *-ites* をもつ名 :

Galactites, Odontites, Petasites, -arachnites, hesperites, myrsinities, onites, otites, pseudophragmites, tridactylites; Stratiotes, Trametes, -cephalotes, heleonastes.

49 (a) *-ēs*, (b) *-ēt-*, (c) *-ētis*, (d) *-i*

(a) *Abies*, (b) *Abiet-*, (c) *Abiētis*, (d) *Abiēti*.

50 (a) *-ēs*, (b) *-ēt-*, (c) *-ētis*, (d) *-o*

(a) *Baeomyces*, (b) *Baeomycet-*, (c) *Baeomycētis*, (d) *Baeomycēto*
-myces との複合名.

51 (a) *-ēs*, (b) *-ēt-*, (c) *-ētis*, (d) *-i*

(a) *teres*, (b) *teret-*, (c) *téretis*, (d) *téreti*.

52 (a) *-ēs*, (b) *-ēd-*, (c) *-ēdis*, (d) *-i*

(a) *longipes*, (b) *longiped-*, (c) *longípedis*, (d) *longípedi*
-pes との複合名 (*brevipes, crassipes* など).

53 (a) *-ēs*, (b) *-īt-*, (c) *-ītis*, (d) *-i*

(a) *Fomes*, (b) *Fomit-*, (c) *Fómitis*, (d) *Fómiti*
-stipes との複合名 (*longistipes* など).

54 (a) *-ēs*, (c) *-ēs*, (d) *-*

-e で終わる語の属格形 ; 種小名のみ.
anemones, cardamines など.

55 (a) *-es*, (b) *-es-*, (c) *-es*, (d) *-o*

(a) *Ribes*, (b) *Ribes-*, (c) *Ribes*, (d) *Ribeso*.

56 (a) *-īs*, (b) *-ī-*, (c) *-īs*, (d) *-o*

(a) *Agrostis*, (b) *Agrosti-*, (c) *Agrostis*, (d) *Agrostio*
-i で終わるギリシア語語幹をもつ名詞. *-agrostis, -basis, -cystis, -opsis, -taxis* との複合名 :
Anabasis, Anagyris, Arabidopsis, Atraphaxis, Calamagrostis, Cannabis, Cardaminopsis, Coris, Crypsis, Diplotaxis, Echinocystis, Eragrostis,

Galeopsis, Lycopsis, Magydaris, Malaxis, Meconopsis, Melittis, Metabasis, Notobasis, Osyris, Oryzopsis, Rhynchosinapis, Sinapis, Sparassis, -calamagrostis, coris, eragrostis, linosyris.

57 (a) *-īs*, (b) *-īd-*, (c) *-īdis*, (d) *-o*

(a) *Phalaris*, (b) *Phalarid-*, (c) *Phaláridis*, (d) *Phalárido*

-d で終わる語幹をもつ名 ; 主として, ギリシア語起源の名および名詞的形容詞. *-aspis, -blepharis, -callis, -cephalis, -cuspis, -glottis, -graphis, -lepis, -meris, -orchis, -otis, -peltis, -phlyctis, -pholis, -pterus, -pyxys, -rhachis, -r(h)aphis, -seris, -stylis, -tropis* との複合名 ; 語尾 *-itis* または *-otis* をもつ名 ; 加えて, *-aspis, -cuspis, -lepis, -peltis, -pterus* との形容詞的複合名 (*tetraspis, rubricuspis, homolepis, tripteris* など).

Adonis, Anacamptis, Anagallis, Anthemis, Anthyllis, Aposeris, Arabis, Arnoseris, Atractylis, Atropis, Berberis, Caucalis, Celtis, Cercis, Chamorchis, Chartolepis, Clemtis, Coptis, Corydalis, Cystopteris, Dactylis, Dactylorchis, Dichostylis, Diotis, Dryopteris, Drypis, Epipactis, Eranthis, Fimbristylis, Geopyxis, Grammitis, Halopeplis, Hedyppois, Hemerocallis, Hesperis, Hippuris, Hypochoeris, Iberis, Ionaspis, Iris, Isatis, Isolepis, Lagoseris, Lagotis, Lepidotis, Leucorchis, Libanotis, Liparis, Lotononis, Lychnis, Microstylis, Mycelis, Myosotis, Myrrhis, Onobrychis, Ononis, Orchis, Ormenis, Oxalis, Oxytropis, Parapholis, Paris, Peplis, Petrocallis, Petrocoptis, Phalaris, Philonotis, Phlomis, Phlyctis, Phyllitis, Physalis, Picris, Pteris, Ptychotis, Sideritis, Simethis, Stictis, Tetraclinis, Tetradielis, Tetraphis, Tolpis, Torilis など. *-aethiopsis, caucalis, cerris, chamaeir, clematidis, colocynthis, dryopteris, epiglottis, eipactis, hemionitis, hypocistis, lathyrus, libanotis, lonchitis, lychnitis, meleagris, myosotis, oxyglottis, peplis, picris, psammitis, scorodotis, zygis.*

58 (a) *-īs*, (b) *-ī-*, (c) *-īs*, (d) *-*

(a) *Trientalis*, (b) *Trientali-*, (c) *Trientalis*, (d) *Trientali*

-is で終わる真のラテン語の名 [番号 57 におけるギリシア語起源の形容詞的複合名ではない], -caulis, -collis, -cornis, -culmis, -formis, -glumis, -nervis, -retis, -rostris との複合名, および -alis, -aris, -ensis, -estris, -ilis, -ilis, -ustris で終わる名.

Digitalis, *Fontinalis*, *Mercurialis*, *Pedicularis*, *Physocaulis*, *Trientalis*, *Vitis*, -victoralis, *nivalis*, *vulgaris*, *pratensis*, *campestris*, *húmilis*, *gentílis*, *palustris* など ; *acris*, *affinis*, *agrestis*, *biennis*, *brevis*, *communis*, *dulcis*, *edulis*, *grandis*, *inermis*, *laevis*, *mitis*, *mollis*, *perennis*, *suavis*, *tenuis*, *tristis*, *turpis*, *viridis* など.

59 (a) -is, (b) -id-, (c) -idis, (d) -i

(a) *Bellis*, (b) *Bellid-*, (c) *Béllidis*, (d) *Béllidi*.

60 (a) -is, (b) -it-, (c) -itis, (d) -o

(a) *Hydrocharis*, (b) *Hydrocharit-*, (c) *Hydrocháritis*, (d) *Hydrochárito*
-charis との複合名.

61 (a) -is, (b) -id-, (c) -idis, (d) -o

(a) *Crepis*, (b) *Crepid-*, (c) *Crepídis*, (d) *Crepído*
-cnemis との複合名 (*Halimocnmemis*), または -crepis との複合名 (*Hippocrepis*).

62 (a) -is, (b) -in-, (c) -inis, (d) -o

(a) *Stenactis*, (b) *Stenactin-*, (c) *Stenactínis*, (d) *Stenactíno*
-actis との複合名.

63 (a) -is, (b) -ēr-, (c) -ēris, (d) -i

(a) *Cucumis*, (b) *Cucumer-*, (c) *Cucúmeris*, (d) *Cucúmeri*.

64 (a) -is, (c) -is, (d) -

属格形 ; 種小名のみ.

abíetis, *ajacis*, *apollinis*, *carduelis*, *dioscoridis*, *joannis*, *orphanidis*, *ottonis*, *peisonis*, *picridis*, *trichomanis*, *veris* など.

65 (a) -ns, (b) -nt-, (c) -ntis, (d) -i

(a) *Bidens*, (b) *Bident-*, (c) *Bidentis*, (d) *Bidenti*
Lens; -ingens.

-dens または -frons との複合名 (*Rubus bifrons*, [frons が葉の意味の場合には番号 66 に属する]); -ans または -ens で終わる分詞 (*Impatiens*; *ambigens*, *canescens*, *caulescens*, *decipiens*, *elegans*, *hians*, *natans*, *repens*, *sempervirens*, *stans* など ; [nefrens は番号 66 に属する]).

66 (a) -ns, (b) -nd-, (c) -ndis, (d) -i

(a) *Juglans*, (b) *Jugland-*, (c) *Juglándis*, (d) *Juglándi*
-frons との複合名 (*albifrons*, *latifrons* など. [frons が側面の意味の場合には番号 65 に属する]); *nefrens*.

67 (a) -ōs, (b) -(o)-, (c) -i, (d) -o

(a) *oxycoccus*, (b) *oxycocc(o)-*, (c) *oxycocci*, (d) *oxycocco*
ギリシア語起源ならびにギリシア語主格語尾をもつ男性形および女性形の名.

Acinos, *Apios*, *Arctostaphylos*, *Symphoricarpos* など, -acinos, *calomelanos*, *eleagnos*, *epigejos* など.
-caulos, -clados, -phyllos, -stachyos, -uros との複合名.

68 (a) -ōs, (b) -ōt-, (c) -ōtis, (d) -o

(a) *Anthoceros*, (b) *Anthocerot-*, (c) *Anthocerótis*, (d) *Anthoceróto*
-ceros との複合名 ; *anacampseros*.

69 (a) -ēps, (b) -īp-, (c) -īpis, (d) -i

(a) *princeps*, (b) *princip-*, (c) *príncipis*, (d) *príncipi*.

70 (a) -ēps, (b) -īpit-, (c) -īpītis, (d) -i

(a) *anceps*, (b) *ancipit-*, (c) *ancípitis*, (d) *ancípiti*
-ceps との複合名 (頭を意味する場合のみ):

Claviceps, *Cordyceps*; -anceps, *biceps*, *curticeps*, *multiceps*, *oviceps* など [princeps は番号 69 に属する].

71 (a) *-ōps*, (b) *-ōp-*, (c) *-ōpis*, (d) *-o*

(a) *Aegilops*, (b) *Aegilop-*, (c) *Aegilópolis*, (d) *Aegilópo Aegilops*, *Chamaerops*.

また、*-ops* (目) との複合名:

Echinops, *-cyclops*, *cunops*, *glaucops*, *lithops*, *melanops* など.

72 (a) *-ōps*, (b) *-ōp-*, (c) *-ōpis*, (d) *-i*

(a) *inops*, (b) *inop-*, (c) *ínopis*, (d) *ínopi*.

73 (a) *-ūs*, (b) *-(o)-*, (c) *-i*, (d) *-o*

(a) *Scleranthus*, (b) *Scleranth(o)-*, (c) *Scleranthi*, (d) *Sclerantho*

-us で終わる大部分の名.

74 (a) *-ūs*, (b) *-ōr-*, (c) *-ōris*, (d) *-i*

(a) *minus*, (b) *minor-*, (c) *minóris*, (d) *minóri*

ラテン語比較級の中性形は番号 39 に属する.

75 (a) *-ūs*, (b) *-ōd-*, (c) *-ōdis*, (d) *-o*

(a) *Coronopus*, (b) *Coronopod-*, (c) *Coronópolis*, (d) *Coronópodo*

-pus [足] との複合名:

Aeluropus, *Campylopus*, *Lycopus*, *Micropus*, *Ornithopus*, *Plagiopus*, *Rhizopus*, *Sphenopus*, *Streptopus*, *-eriopus*, *lagopus* など [*Hyssopus*, *Priapus* は番号 73 に属する].

76 (a) *-ūs*, (b) *-ō-*, (c) *-ōis*, (d) *-o*

(a) *Rhus*, (b) *Rho-*, (c) *Rhois*, (d) *Rhoo*.

77 (a) *-ūs*, (b) *-(u)-*, (c) *-ūs*, (d) *-o*

(a) *Quercus*, (b) *Querc(u)-*, (c) *Quercus*, (d) *Querco*.

78 (a) *-ūs*, (b) *-ont-*, (c) *-ontis*, (d) *-o*

(a) *Anodus*, (b) *Anodont-*, (c) *Anodóntis*, (d) *Anodónto -odus* [歯] との複合名 (*Anodus*, *Brachyodus*, *Polyodus*).

79 (a) *-ys*, (b) *-ŷ-*, (c) *-ŷős*, (d) *-o*

(a) *Stachys*, (b) *Stachy-*, (c) *Stáchyos*, (d) *Stáchyo -botrys*, *-oxys*, *-stachys* との複合名:

Cachrys, *Halidrys*, *Ophrys*, *Phorcys*, *-botrys*, *chamaedrys*, *hypopitys*.

80 (a) *-ŷs*, (b) *-ŷth-*, (c) *-ŷthīs*, (d) *-o*

(a) *Rhynchocorys*, (b) *Rhynchocoryth-*, (c) *Rhynchocórithis*, (d) *Rhynchocóritho*

-corys との複合名.

81 (a) *-ŷs*, (b) *-ŷd-*, (c) *-ŷdīs*, (d) *-o*

(a) *heterochlamys*, (b) *heterochlamyd-*, (c) *heterochlámydis*, (d) *heterochlámydo*

-chlamys との複合名.

t

82 (a) *-t*, (b) *-t-*, (c) *-t*, (d) *-o*

(a) *tetrahit*, (b) *tetrahit-*, (c) *tetrahit*, (d) *tetrahit*

語尾変化しない名: *spicant*, *tetrahit*.

u

83 (a) *-ū*, (b) *-(u)-*, (c) *-us*, (d) *-o*

(a) *longicornu*, (b) *longicorn(u)-*, (c) *longicornus*, (d) *longicorno*

-cornu との複合名.

x

84 (a) *-āx*, (b) *-āc-*, (c) *-ācīs*, (d) *-o*

(a) *Smilax*, (b) *Smilac-*, (c) *Smilacis*, (d) *Smilaco -panax* との複合名 (*Opopanax* など);

Evax, *Leptoplax*, *Styrax*, *-donax*, *panax*, *scolopax*.

85 (a) *-āx*, (b) *-āc-*, (c) *-ācīs*, (d) *-i*

(a) *tenax*, (b) *tenac-*, (c) *tenácis*, (d) *tenáci fallax*, *ferax*, *fugax*, *tenax*.

86 (a) *-ěx*, (b) *-íc-*, (c) *-ícīs*, (d) *-i*

(a) *Carex*, (b) *Caric-*, (c) *Cáricis*, (d) *Cárici*

Atriplex, Emex, Ilex, Irpex, Rumex, Ulex, Vitex, -frutex, ilex, imbrex, murex.

-plex との複合名 (*simplex, duplex, triplex* など).

87 (a) -īx, (b) -īc-, (c) -īcīs, (d) -i

(a) *Salix*, (b) *Salic-*, (c) *Sálicis*, (d) *Sálici*

Larix, -natrix.

-calix との複合名 (*ericalix* など) または -filix.

88 (a) -īx, (b) -īc-, (c) -īcīs, (d) -o

(a) *tetralix*, (b) *tetralic-*, (c) *tetrálici*, (d) *tetrálico*

helix, histrix, hystrix.

89 (a) -īx, (b) -īc-, (c) -īcīs, (d) -i

(a) *Tamarix*, (b) *Tamaric-*, (c) *Tamarícis*, (d) *Tamaríci*

また, 女性形の動作主名詞 [番号 39]: *cunctatrix* など.

90 (a) -īx, (b) -īc-, (c) -īcīs, (d) -o

(a) *Scandix*, (b) *Scandic-*, (c) *Scandícis*, (d) *Scandíco*

Phoenix.

-spadix との複合名.

91 (a) -īx, (b) -īch-, (c) -īchīs, (d) -o

(a) *Ulothrix*, (b) *Ulotrich-*, (c) *Ulótrichis*, (d) *Ulótricho*

-thrix との複合名; *th* を *t* へ変更せよ!

Cladothrix; -callithrix, sphaerotherix など.

92 (a) -nx, (b) -ng-, (c) -ngīs, (d) -o

(a) *macrostyrinx*, (b) *macrostyring-*, (c) *macrostyríngis*,

(d) *macrostyríngo*

-pharynx, -salpinx, -syrinx との複合名.

93 (a) -ōx, (b) -ōc-, (c) -ōcīs, (d) -i

(a) *ferox*, (b) *feroc-*, (c) *ferócis*, (d) *feróci*

ferox, volvox.

94 (a) -ōx, (b) -ōc-, (c) -ōcīs, (d) -i

(a) *praecox*, (b) *praecoc-*, (c) *praécocis*, (d) *praécoci*.

95 (a) -aux, (b) -auc-, (c) -aucis, (d) -o

(a) *Glaux*, (b) *Glauc-*, (c) *Glaucis*, (d) *Glauco*.

96 (a) -ŷx, (b) -ŷc-, (c) -ŷcīs, (d) -o

(a) *microcalyx*, (b) *microcalyc-*, (c) *microcálycis*, (d)

microcályco

-calyx との複合名 (*Geocalyx* など).

97 (a) -ŷx, (b) -ŷch-, (c) -ŷchīs, (d) -o

(a) *megalonyx*, (b) *megalonych-*, (c) *megalónychis*, (d)

megalónycho

-onyx との複合名.

98 (a) -ŷx, (b) -ŷg-, (c) -ŷgīs, (d) -o

(a) *Pompholyx*, (b) *Pompholyg-*, (c) *Pomphólygis*, (d)

Pomphólygo

-pteryx との複合名.

y

99 (a) -ŷ, (b) -y-, (c) -ŷōs, (d) -o

(a) *moly*, (b) *moly-*, (c) *mólyos*, (d) *mólyo*

chamaemoly, moly.

偽複合名 pseudocompound name

ハイフンによって結合される2つの語(第1の要素と第2の要素)からつくられる形容語.

次のリストには, 属格形のみが示されている. 結合母音は第2の要素によって決定され, それは番号1から99に示されている; 次のリストには, 結合母音が各群の最初の例だけに示されている.

100 両方の要素が変化する. 結合母音は, 第2の要素だけにある.

名詞主格形 + 形容詞主格形

(a) *adiantum-nigrum*, (c) *adianti-nigri*, (d) *adianti-nigro*;

agnus-castus, agni-casti; anagallis-aquatica,

anagállidis-aquaticae; ferrum-equinum, ferri-equini;

ficus-indica, fici-indicae; filix-femina, filcis-feminae;

felix-mas, flicis-maris; foenum-graecum, foeni-graeci; crista-castrensis, cristae-castrensis; herba-alba, herbae-albae; linum-stellatum, lini-stellati; melilotus-coerulea, meliloti-coeruleae; plantago-aquatica, plantáginis-aquaticae; ruta-muraria, rutae-murariae; sceptrum-carolinum, sceptri-carolini; spina-alba, spinae-albae; uva-crispa, uvae-crispae; vitis-idaea, vitis-idaeae.

形容詞主格形 + 名詞主格形

(a) *bella-donna*, (c) *bellae-donnae*, (d) *bellae-donno bonus-henricus, boni-henrici.*

101 第1の要素のみが変化する。結合母音はない。

名詞主格形 + 名詞属格形

(a) *barba-jovis, (c) barbae-jovis, (d) barbae-jovis bursa-pastoris, bursae-pastoris; capillus-veneris, capilli-veneris; caput-felis, capitis-felis; caput-galli, capitis-galli; caput-medusae, capitis-medusae; corona-sancti-stephani, coronae-sancti-stephani; crista-galli, cristae-galli; crus-galli, crus-galli, cruris-galli; dens-canis, dentis-canis; flos-cuculi, floris-cuculi; flos-jovis, floris-jovis; herba-venti, herbae-venti; morsūs-ranae, morsūs-ranae; nidus-avis, nidi-avis; oculus-christi, oculi-christi; oculus-solis, oculi-solis; pecten-veneris, péctinis-veneris; pes-caprae, pedis-caprae; rapum-genistae, rapi-genistae; sanguis-christi, sánguinis-christi; speculum-veneris, speculi-veneris; spica-venti, spicae-venti; spina-christi, spinae-christi; umbilicus-veneris, umbilici-veneris; uva-ursi, uvae-ursi.*

102 第2の要素のみが変化する。結合母音は第2の要素だけにある。

名詞属格形 + 名詞主格形

(a) *coeli-rosa, (c) coeli-rosae, (d) coeli-roso.*

103 変化なし。結合母音はない。属格形: *borisii-regis, equi-trojani, ferdinandi-coburgi, friderici-augusti, laserpitii-sileris, novi-belgii, novae-angliae* など。

ほかに, *noli-tangere.*

附録II 指示項目

A. 群落分類群の新名称および群落分類群のタイプ指定の登録に関する指示

群落分類群の新しい名称(新名を含む), 新組み合わせ, および名称のレクトタイプ指定あるいはネオタイプ指定が一般に広く認識されるよう, 発表者は, それらの発表のコピーをその登録に従事している命名法委員会の委員 J.-P. Theurillat 宛に下記の住所に送付することを要請されている:

Dr. J.-P. Theurillat, Centre alpien de Phytogéographie, Fondation J.-M. Aubert, CH-1938 Champex, Switzerland.

B. 保存名, 不明確名, 逆転名, 変更名に関する委員会へ送付される提案に関する指示

命名法委員会の次の委員は, 現在保存名, 不明確名, 逆転名, 変更名に関する委員会に属している: G. Grabherr (書記), J. Pallas, H. E. Weber および W. Willner. 委員会の委員が文献を探すことは不可能であるため, 提案は, 全ての書類が同封される場合にのみ取り扱われる。そうでなければ, その提案は完成のために返却される。

提案は, 委員会の書記へ下記の住所宛に送付されなければならない:

Prof. Dr. Georg Grabherr, Department of Vegetation Ecology and Nature Conservation, University of Vienna, Althanstr. 14, A-1090 Wien, Austria.

必要となる書類のリスト:

A. その提案に関する解説および理由。

B. 当該名称のプロトローグ(すなわち原記載)のコピー。

C. 群集よりも上位の群落分類群の場合: その原記載において引用されている次位群落分類群のプロトローグのコピー—少なくともタイプとなる群落分類群のプロトローグ(規約第8条および第17条参照)。

D. その原記載において指定されるホロタイプがない場合, 当該名称のレクトタイプ指定またはネオタイプ指定

のコピー (下記参照).

E. その名称の現行の使用について示した文献のコピー.
例えば, '現行の使用における名称' の分類学的位置の証拠.

F. 保存名として保護されるよう提案された名称のプロトローグのコピー.

G. 現行の分類群命名法の証拠となる最近 20 年間の最も重要な分類学およびフロラの文献からのコピー.

決定に至るために, 次の書類が要求される:

1. 保存名 : A, B, C, D, E, F
2. 不明確名 : A, B, C, D, E
3. 逆転名 : B, C, D
4. 変更名 : A, B, C, G

注: 当該名称がこれまでにタイプ指定されていない場合, 発表者は, 命名法委員会の決定と同時に, それらの名称の下で発表されるレクトタイプまたはネオタイプを選定することを勧告されている.

附録 III 不明確名

附録 IV 逆転名

附録 V 変更名

附録 VI 保存名

これらの附録は, 後日発表される予定である.

用語一覧

規約中の主要な用語に関して, その日本語訳を記す.
本邦訳版で用いた日本語訳を各語の先頭に配置している.

accidental species: 偶生種

accompanying species: 随伴種

alliance: 群団

alternative name: 代替名

association: 群集

author citation: 著者名, 典拠

basionym: バシオニム (基礎異名)

character species: 標徴種

circumscription: 範囲

class: クラス, 群綱

combination: 組み合わせ

community: 群落

community type: 群落タイプ

compound name: 複合名

connecting vowel: 結合母音, 連結母音

consociation: 優占種基群集

correct name: 正式名, 正規名

diagnostic species: 判別種

differential species: 識別種

division: 分割

double name: 重複名

earlier homonym: 先行ホモニム (先行同名)

effective publication: 有効発表

element: 要素

epithet: 形容語, 付加語

geosigmassociation: 地球総和群集

heterotypical synonym: 異なるタイプに基づくシノニム

holotype: ホロタイプ, 正範型

homonym: ホモニム (同名)

homotypical synonym: 同一のタイプに基づくシノニム

illegitimate name: 非合法名

invalid publication: 不当発表

later homonym: 後続ホモニム (後続同名)

lectotype: レクトタイプ (選定基準植生調査票), 選抜範型

lectotypification: レクトタイプ指定 (選定基準植生調査票指定)

legitimate name: 合法名

neotype: ネオタイプ (新基準植生調査票), 新規範型

neotypification: ネオタイプ指定 (新基準植生調査票指定)

new combination: 新組み合わせ

next subordinate principal rank: 次位主要階級
nomen ambiguum: 不明確名
nomen dubium: 疑問名
nomen inversum: 逆転名
nomen mutatum: 変更名
nomen nudum: 裸名
nomen novum: 新名, 新規名
nomen superfluum: 不要名
 nomenclatural synonym: 命名法上のシノニム
 nomenclatural type: 命名法上のタイプ
 order: オーダー, 群目
 original author citation: もとの著者名, もとの典拠
 original diagnosis: 原記載
 original form: 原形
 original name: 原名称
 panformation: 総群系
 phytocoenose: 植物群落
 phytocoenotic unit: 植物群落単位
 position: 位置
 principal rank: 主要階級
 principle of priority: 先取権の原則
 priority: 先取権
 pseudonym: 偽名
 rank: 階級
 sigma-association: 総和群集
 sociation: 基群集
 specific epithet: 種形容語, 種小名, 種付加語
 suballiance: 亜群団
 subassociation: 亜群集
 subassociation epithet: 亜群集形容語
 subclass: 亜クラス, 亜群綱
 suborder: 亜オーダー, 亜群目
 superfluous name: 不要名
 supplementary rank: 副次階級
 symphytocoenological unit: 植物群落分類単位
 synonym: シノニム (異名)
 synoptic table: 常在度表
 syntaxon: 群落分類群, 植生単位
 syntaxonomic synonym: 群落分類学上のシノニム

synusial unit: シヌジエ単位
 typical subassociation: 典型亜群集
 typification: タイプ指定, 範型化
 uniting: 統合, 合一
 Uppsala School: ウプサラ学派
 valid publication: 正当発表, 正式発表
 variant: 変群集
 vegetation complex: 植生複合
 vegetation group: 植生グループ
 vegetation relevé (relevé): 植生調査資料
 vegetation type: 植生タイプ
 vegetation unit: 植生単位
 Zürich-Montpellier School: チューリッヒーモンペリエ学派

邦訳者あとがき

本稿は, 国際植物社会学命名規約第3版 (Weber, H.E., Morevec, J. & Theurillat, J. -P. 2000. International code of phytosociological nomenclature. 3rd edition. Journal of Vegetation Science 11: 739-768) のはじめに Preface, 序文 Introduction, 定義 Definitions, 原則 Principles, 規則 および 勧告 Rules and Recommendations, および 附録 Appendix を邦訳したものです。

規約第3版は, 初版 (Vegetatio 32: 131-185, 1976) および第2版 (第2版 Vegetatio 67: 145-195, 1986) と比較して, 規則や勧告の数が増したほか, 条文に関しても読者にとって分かりやすい表現となるよう配慮が見受けられます。また, 具体的事例もより多く掲載されています。これらの改正によって, 第3版は前版よりもより分かりやすくなった印象を受けます。日本語版もより分かりやすいものとなるよう最大限の努力をいたしました。条文の整合性や表現に細心の注意を払ったほか, 目次や用語一覧を加えて利用価値の増加を計りました。しかし序文にも示されているように, 公式の規約は英語版です。疑問点等がございましたら原文を参照して下さるようお願いいたします。規約に関する主な文献は, 前号に挙げ

てありますので(黒田有寿茂・豊原源太郎, 2004, 国際植物社会学命名規約第3版の日本語版発行に関して, 植生情報 8: 5-7), 参考にして頂ければ幸いです.

なお, 規約第3版の翻訳・発行に関しては, **Opulus Press** 社および国際植生学会 **International Association for Vegetation Science** から, **Opulus Press** 社の **Joost A. van der Maarel** 氏を通してその許可を頂きました. ここに深く感謝申し上げます. また, 多忙の中, 多くの諸先生, 諸先輩方から御助力を頂きました. 規約第2版の邦訳版作成の際に草稿を作成された広島大学石橋昇名誉教授, 命名法委員会の委員である横浜国立大学藤原一繪教授には, 本原稿の校閲を頂いたほか, 日本語版作成にあたって貴重な御示唆を多数頂きました. 東京農工大学福嶋司教授には, 翻訳許可の申請から発行全般に関

して便宜を計って頂きました. 広島大学植物分類・生態学研究室出口博則教授には, 日本語版作成の契機を与えて下さったほか, 度々御助言を頂きました. 同研究室高橋奏恵氏には日々の議論に加わって頂き, その度に有益な御指摘を頂きました. 筑波大学上條隆志講師には, 関係者との連絡調整や編集作業で大変お世話になりました. 宮島自然植物実験所豊原源太郎助教授, 同実験所職員向井誠二・美枝子夫妻には, 日々温かい激励を頂きました. その他, 邦訳版作成にあたって多くの方々から御意見を頂きました. ここに厚く御礼申し上げます.

2005年3月

(広島大学大学院理学研究科附属宮島自然植物実験所
黒田有寿茂)